

ハイテク産業の技術標準をめぐる 競争政策上の課題¹

慶應義塾大学 田村次朗研究会

大洞秀二

小林儀羽

高倉啓太

2005年12月

¹本稿は、2005年12月3日、4日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム 2005」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、田村次朗教授（慶應義塾大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要旨

ハイテク産業においては知的財産権が多数用いられる。知的財産権には、排他的独占権が与えられており、それが独占禁止法上問題となりうる場合がある。知的財産法と独禁法の志向するところは目的規定に鑑みるに同じであるところ、知的財産権保有者の利益と、競争秩序の維持は同時並行的に明確に確保されていなければならない、これを欠けば法的安定性を逸する。

ハイテク産業における標準をめぐる争いが、独禁法違反の疑いを生じさせる行為類型としては、単独事業者が事実上の標準(デファクトスタンダード)獲得後に行為する場合と、フォーラムやコンソーシアム等の企業連合によるパテントプールの形成プロセス、標準獲得前・標準獲得後にそれぞれ行為する場合である。各国の競争法の運用に鑑みるに、前者においても、後者においても、その規制は、緩やかあるいは不明確なものが用いられており、先に述べたような明確化の要請は達成されていない。

では、どのようにして法的安定性を保ち、両法の志向する目的を達成すべきであろうか。

我々は、標準獲得後において、国が政策的に積極介入し、標準獲得、すなわち独占に資した知的財産権を、オープンソースとして強制実施させることで達成されると考えている。この考えの背景には、知的財産権も独禁法も正当な独占を認めているが、前者は「技術の独占」を、後者は「市場の独占」を認めているという点で違うということがある。通常、知的財産権の権利者は「技術の独占」を通じて「市場の独占」を目指す、事実上の標準が獲得された場合には、そこにハイテク産業特有のネットワーク効果、ロックイン効果、ティッピング効果等が働き、「技術の独占」を通じなくとも「市場の独占」が維持されるのであるから、もはや「技術の独占」に寄与する知的財産権を保護する必要はないであろう。したがって、当該権利を強制実施させることで、技術開発市場の競争が活発化し産業は促進され、独禁法違反の疑いある行為類型も減ると考えられ、これにより両分野の棲み分けの明確化がなされ、法目的の達成が見込まれる。

目次

はじめに

第1章 技術標準と標準化

- 第1節 ハイテク産業の特性 [小林]
- 第2節 ハイテク市場における標準化活動- 課題と特徴 [大洞]

第2章 競争法と知的財産権- その共通性と相克

- 第1節 競争法の特性 [大洞]
- 第2節 知的財産権の特性 [高倉]
- 第3節 競争法と知的財産権の共通点と相違点 [高倉]

第3章 競争法による標準化活動の取り扱い- 単独企業による事実上の標準

- 第1節 概説 [高倉]
- 第2節 オープンソースとデファクトスタンダード [高倉]
- 第3節 各国独占禁止法の考え方
 - (1) アメリカ [高倉]
 - (2) EU [大洞]
- 第4節 日本 [小林]
- 第5節 小括 [小林]

第4章 競争法による標準化活動の取り扱い- パテントプールと協調的競争

- 第1節 概説 [高倉]
- 第2節 標準化に伴うパテントプールの形成・運営 [高倉]
- 第3節 各国独占禁止法の考え方
 - (3) アメリカ [高倉]
 - (4) EU [大洞]
- 第4節 日本 [小林]
- 第5節 小括 [小林]

第5章 結論- 政策提言

参考文献・データ出典

はじめに

近年、ハイテク産業の発展は著しく、各国企業が世界市場を視野に、ハイテク製品の開発・販売に力を注いでおり、日本企業もその例外ではない。しかし、ハイテク産業における製品開発及び当該市場の特性が、競争政策上、他の市場では起き得ない問題を生じさせる場合がある。本稿では、それらの問題点を指摘したうえで、法政策論の視点から、競争政策上の考え方を検討する。

ハイテク産業においては、競争法上問題となる類型は2つに分けることができると考えられ、それは企業が単独で行為をする場合と、企業が協調的に行為をする場合である。

1つ目の類型として、単独企業の行動が競争政策上の問題を生じる場合がある。この場合には事実上の標準が生じた後に、その企業の行為が、一定の場合には独占禁止法の問題を生じる可能性がある。たとえば、正当な理由がないのに、すなわちそれが独占禁止法 21 条によって正当化されないような場合には、私的独占に該当し違法となるおそれがある。

2つ目の類型として、企業の協調的な製品開発行為が競争政策上の問題を生じる場合がある。製品開発にあたっては、特許権等の知的財産権保護技術が多数利用されるが、通常、単独事業者がある製品の開発に必要なすべての特許権を所有していることは稀であるため、他者から非所有権利について実施許諾を受ける必要が生じる。他方、特許権者も同様に、実施権者が所有する特許権の実施許諾を受けて、自らの製品開発・販売に活用したいと考えるのは当然である。このような動きが複数の事業者に及ぶ場合、フォーラム2やコンソーシアム3等の企業連合が組織されるなど、参加企業が製品開発等に必要な特許を持ち寄ることにより、相互に権利の実施許諾を円滑化しようという動きが見られる。フォーラム等の形成自体は、企業活動の効率化をもたらすなど競争促進的側面を有しており、消費者利益に適うものであるが、一定の場合には独占禁止法上の問題を生じる可能性がある。たとえば、フォーラムの形成にあたって、特段の事情がないのに、複数の事業者が特定の事業者の参加を制限するようなことがあれば、不当な取引制限に該当し違法となるおそれがある。

さらに、行為のみならず、ハイテク産業の特性が競争政策上の問題を生じさせる場合がある。ハイテク産業では、ネットワーク効果⁴が顕著に現れると考えられており、単独企業またはフォーラム等による標準化プロセスにおいて、同効果の作用によって標準⁵の形成・衰退が急速に生

⁵ 規格間競争を想定せず、業界の有力企業が集まって合意によって技術標準を確立することを目的とする企業連合を指す。公正取引委員会「技術標準と競争政策に関する研究会報告書」(2001年7月25日)13頁を参照。Available at <http://www.iftc.go.jp/pressrelease/01.july/010725.pdf> (Last access 2005/11/13)

⁶ 標準技術となるべき技術の開発を他社と共同で行い、これによって生み出した技術による製品によって、市場競争での勝利、標準の獲得を目的とする企業連合を指す。公正取引委員会「技術標準と競争政策に関する研究会報告書」(2001年7月25日)13頁を参照。Available at <http://www.iftc.go.jp/pressrelease/01.july/010725.pdf> (Last access 2005/11/13)

⁴ 標準化に伴って、利用者のネットワークの拡大に比例して、ネットワーク構成員の利益が増大すること。詳細は、滝川敏明『ハイテク産業の知的財産権と独禁法』(財団法人通商産業調査会出版部、2000)163頁以下を参照。

⁵ 本稿では、「業界における単一あるいは支配的な規格」と定義する。滝川敏明「パテント・プールとライセンス拒絶に関する競争政策」後藤晃・長岡貞男編『知的財産制度とイノベーション』(東京大学出版会、2003)278頁を参照。

じる。その中で特に標準化6に成功したフォーラムについて、フォーラム外の事業者から標準関連権利の実施許諾を求められる場合、適当な対価によって当該権利を実施許諾しなければならない。しかし、私権である知的財産権には絶対的な排他性が与えられているため、権利者は一般に、実施許諾の要請を拒絶することができるが、拒絶行為が独禁法違反の懸念を生じることもある。

このように、標準化プロセスをめぐる企業行動を効率化するうえで、企業間の協調行為は一般に正の効用をもたらすが、当該行為あるいはその付随行為が、独禁法上の問題を惹起する場合があるほか、権利行使とされる行為の排他性とその独禁法上の評価という問題がある。また、ハイテク産業では、協調的競争の重要性が認知されており、企業の経営戦略としてすでに浸透している一方で、協調行為は反競争的性格をもつ場合もあるため、競争政策上の評価が著しく困難である。協調行為によって達成される効率性等と、当該行為に潜在する市場に対する負の効果をどのように比較考量し、競争的な市場環境を維持・促進するために必要な法運用のあり方を検討する必要がある。これについては過去の裁判例やガイドラインをもとに検討したいと考えている。

以下、第1章ではハイテク産業における技術標準と標準化について検討する。次に、第2章では知的財産権と競争法の共通点と相違点について、第3章では単独事業者による事実上の標準の競争法上の問題点を、第4章では協調的標準化活動の競争法上の問題点を諸外国の動向も踏まえつつ検討し、そして第5章において、それまでの議論を踏まえた上で政策提言を行う。

⁶ 一般に、供給者・需要者などが支配的・標準的と認知する製品、工程、サービス、インターフェース、材料、ビジネス・プロセスなどの特性を、統一または設定することを指す。川濱昇「技術標準と独占禁止法」(法学論叢 146 巻 3・4号、2002)116頁を参照。

第1章 技術標準と標準化

第1節 ハイテク産業の特性 [小林]

ハイテク産業では、製品規格について業界標準が設定される場合が多く見られる。このような活動は、異なる企業が生産した部品の構成による製品生産を可能とするだけでなく⁷、製品の生産効率を大幅に向上させる。また、異なる製品規格の乱立による業界の細分化を予防し、生産・流通過程における規模の利益を達成することにも資するうえ、消費者利益の確保にとっても望ましい。通常の産業分野とは異なり、供給者側だけではなく、需要者側にも規模の利益をもたらす点で、標準形成はむしろ不可欠なものである⁸。

このような正の効用は、いわゆるネットワーク効果の作用によるものであると考えられている。優れた技術の開発・改良だけでは事業の成功が約束されず、いかにネットワーク効果を発揮できるか否かが、事業経営上の重要な要因になっている。かつて展開された、家庭用ビデオ規格である VHS とベータ・マックスの競争では、当初、両者の市場シェアは拮抗状態にあったが、VHS 方式に準拠したソフトウェアが先行して充実したことや、レンタルビデオ事業の登場を受けて、同方式が消費者に広く受け入れられるようになった。これにより、VHS 準拠ソフトウェアの販売数が増加して、VHS ハードウェアがさらに浸透することとなり、VHS が家庭用ビデオ規格の事実上の標準として確立された。標準確立の要因としては、VHS が必ずしも性能上優れていたことだけではなく、ハード・ソフト間に相乗効果が作用したことが大きく寄与している（「バンド・ワゴン効果」）⁹。この効果は、パソコンの OS をめぐる競争でも見られ、マイクロソフト社のウィンドウズが市場支配的地位を確立したことは、ウィンドウズ用アプリケーション・ソフトウェアの増加に比例して、ユーザーにとってウィンドウズの利用価値が高まることに起因している。情報通信分野では、ネットワーク効果がさらに顕著に見られ、製品・サービスの規格が単一化する傾向にあり、異なる機種間の情報伝達方式や接続方法等について、規格を策定・標準化する必要性が高いため、関連事業者が共同で規格を策定し、標準化を進める活動が行われる¹⁰。

7 滝川・前掲注(7)162 頁以下を参照。

8 滝川・前掲注(7)162 頁を参照。たとえば、テレビの製造業者間で部品規格が共通化されていなくても、消費者はテレビ画面上の映像を見ることができ、ビデオや DVD ソフトの規格が統一されていなければ、消費者は自由にソフトウェアを楽しむことが困難になる。

9 バンドワゴン効果とは、アメリカの経済学者ライベンシュタインによる造語であり、「同じ財を消費する人が多ければ多いほど、また、他人の消費量が多ければ多いほど、自分がその財を消費することの効用が高まるという効果」をさす。

10 公正取引委員会「規格の標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(2005年6月29日)1頁を参照。Available at <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/05.june/05062902.pdf> (Last access 2005/11/13)

標準規格・技術によって形成される市場に隣接して、当該標準に関連した他の市場が複数形成されることも、ハイテク市場の特徴の1つである。パソコン市場を例にとれば、PC 本体や OS の市場が中心となり、そこから多岐に渡って、マイクロプロセッサ、ソフトウェア、各種周辺機器、さらにインターネット・サービス等の関連する製品・サービス市場が派生している。そして、関連市場においても同様に標準化が進められることが多い。

また、技術・製品開発をめぐる競争において、知的財産権が特に重要な役割を果たしている。開発に相当の時間やコストを要するのに引き換え、模倣されやすい側面を持つことを考えると、ハイテク産業における新規技術は知的財産として保護に値するものである。こうして各企業に分散している特許権等の知的財産権を複数の企業が持ち寄り、相互に権利の実施許諾を円滑化し技術の累積性を高めようとする動きがハイテク市場においては非常に活発である。

しかし、標準形成は様々な便益をもたらす一方で、多くの問題も抱えている。たとえば、利用者ネットワークの拡大や、自己の利益を最大化しようとする企業戦略など、予測不能な要素に左右される部分が大きく、必ずしも技術上の優劣が標準確立の可能性を決定するものではないことである。先のビデオ規格の例であれば、VHS 方式が標準規格として成立するに至った要因としては、効果的に利用者ネットワーク網が整備・拡充されたことが大きい。これはむしろ企業の販売戦略の範疇であり、企業の経営体力を背景とした影響力の行使として捉えられる。また、企業連合による業界標準の形成にあたっては、単純に技術の優劣をもって選定されるべきであるが、実際には交渉力の強い大企業の意向が優先され、技術的に優れた中小企業が排除される傾向がある。新規技術による新規格は既存企業の優位性を崩すので、新技術を業界標準として認めないとの協調がなされやすい¹¹⁾のである。

このように、技術標準をめぐるのは、正負の効用が併存しているものの、ハイテク市場では、製品の互換性を確保して消費者の利便性を向上させるうえで、標準形成が不可欠であり、企業の経営戦略として標準化活動の重要性が認識されている。

第2節 ハイテク市場における標準化活動- 課題と特徴 [大洞]

1 で検討した通り、ハイテク産業では標準化活動の重要性が高いが、当該活動には、市場における競争を通じて標準が形成される場合や、人為的調整(企業間の合意等)によって決定される標準があり、大別して、①事実上の標準(デファクト・スタンダード)、②公的標準(デジュール・スタンダード)、③フォーラム・スタンダードがある¹²⁾。

第一に、デファクト・スタンダードであるが、企業は通常、供給財・サービスの市場で高い市場占拠率を獲得するために、活発な競争を展開する。ハイテク産業について指摘される競争上の特徴として、ティッピング効果¹³⁾やロックイン効果¹⁴⁾があるが、これらの効果が作用することによって、ある技術等が長期間にわたって標準としての地位を維持し、特定の企業が市場で独占的地位を形成・維持する場合がある¹⁵⁾。このようなプロセスを経て形成される標準はデファクト・スタンダードと呼ばれ、マイクロソフト社の OS(ウィンドウズ)やインテル社のマイクロプロセッサ

¹¹⁾ 滝川・前掲注(7)178 頁を参照

¹²⁾ 滝川・前掲注(7) 163 頁を参照。

¹³⁾ ネットワーク効果により、初期段階で多くのユーザーを獲得した製品が、より多くのユーザーを引きつけて、クリティカル・マスと呼ばれる臨界点を越えた段階で、当該製品の一人勝ち状態が生じること。詳細は、公正取引委員会「技術標準と競争政策に関する研究会報告書」(2001年7月25日)11頁を参照。

¹⁴⁾ ネットワーク効果が作用する市場では、既存の補完製品やインストール・ベースが無駄になることをおそれ、企業は新規技術への移行に消極的になる傾向がある。詳細は、公正取引委員会・前掲注(16)を参照。

¹⁵⁾ 公正取引委員会・前掲注(16)を参照。

などが、この類型の典型例である。デファクト・スタンダードをめぐる競争法上の問題として、企業がある製品の市場で独占的地位を確立したうえで、当該製品にかかる知的財産権を適切に行使する場合であっても、競争者が市場から排除されて、非競争的な市場構造が維持されるおそれがある。すなわち、前述のマイクロソフト社の OS の例では、公正な競争の結果であっても、ネットワーク効果の働く市場で独占的地位を一度獲得し、当該商品にかかる知的財産権を行使する場合、当該権利が失効するまでは、競合企業にとって当該市場への参入は著しく困難となる。

第二に、デジュール・スタンダードは、政府機関や公的性格を有する民間団体が認証する標準である¹⁶。公的認証として標準化されるため、特に通信産業等の製品市場で生産性の向上に資するとされているほか¹⁷、欧州連合(EU)では、単一市場形成のための手段として使用される傾向にある¹⁸。競争政策上の問題として、デファクト・スタンダードと異なり、十分な競争を経ずに標準化されてしまうため、真に優れた規格・技術等が標準とされない可能性がある¹⁹。たとえば、携帯電話等に代表される通信機器の市場では、製品相互間の通信機能の互換性は、商品の利便性を向上させるうえで非常に重要であるため、製品開発の早い段階で通信規格を国際的に統一することがある。その際、標準化機関によって標準規格が採択されるため、真に優れた技術が国際標準として採用されるとは限らない。

第三に、フォーラム・スタンダードは、有力事業者間の合意によって標準化を図るものであり²⁰、近時、フォーラムの設立数が増加傾向にある²¹。ハイテク業界では、技術・製品等にかかる知的財産権が散在している場合が多いため、複数企業がパテントプール等を形成することによって、標準化に向けた協調行動をとることがある。ある規格の実現に必要な特許が多数存在する場合、各権利者から個別にライセンスを受けるのではなく、パテントプールを利用することによって、実施権を一括して取得することが可能になる²²。

しかし、この類型の標準化活動は、独禁法上の問題を生じる場合もある。たとえば、本来市場で競争すべき関係にある企業が、標準化のために協調行動をとることで、標準化以外の事業活動においても協調行動を誘発するおそれがある。また、フォーラム形成以前であれば、参加企業の範囲や決定方法等が問題となり、不当に排除された企業が存在する場合には、共同ボイコットとして独禁法に抵触する可能性がある。さらに、フォーラム形成以後あるいは標準化後において、標準技術の実施許諾条件の設定如何によっては、反競争的性格を有するとして、独禁法の違反行為類型に該当するおそれがある²³。

以上の(3)民間の標準団体あるいは企業連合が設定する標準に関連し発生する問題点について考察し、それに対する競争法的解決方法を提示することを本稿での主たる目的とする。次章では、本稿で考察を行う上で必要となる知的財産権および競争法の概要を一旦整理した上で、第3章より具体的な考察を行うこととする。

16 滝川・前掲注(7)187 頁を参照。国際標準化機構(ISO)、国際電気標準会議(IEC)、国際通信連合(ITU)などが代表的機関である。

17 滝川・前掲注(7) 190 頁を参照。高品質テレビ(HDTV)や携帯電話の規格統一で採用された手法である。

18 滝川・前掲注(7)189 頁を参照。

19 アメリカで行われているように、デファクトスタンダードを追認する形の公的認証によって、問題が解決できるという考え方がある。詳細は、滝川・前掲注(7)188 頁を参照。

20 公正取引委員会・前掲注(12)。CD や DVD 等の電気製品にかかる標準設定が典型例である。滝川・前掲注(7)177 頁を参照。

21 公正取引委員会「技術標準と競争政策に関する研究会報告書」(2001年7月25日)14 頁を参照。

22 公正取引委員会「規格の標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(2005年6月29日) Available at <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/05.june/05062902.pdf> (Last access 2005/11/13)

23 たとえば、実施許諾の条件として、許諾された技術を用いて開発された改良技術等を、フォーラムに実施許諾することを義務付けること(グラント・バック)は、条件の詳細によっては不公正な取引方法(独禁法19条)に該当する場合がある。公正取引委員会「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(1999年7月30日)(5)イ(ア) Available at http://www.meti.go.jp/policy/kyoso_funso/pdf/tokkyo.pdf (Last access 2005/11/13)、および、公正取引委員会・前掲注(12)を参照。

第2章 競争法と知的財産権- その 共通性と相克

第1節 競争法の特徴 [大洞]

まず競争法の特徴を整理することにする。競争法たる独占禁止法は経済秩序を維持するための法律であるといえる。すなわち、同法第1条は独占禁止法の目的を定めているが、そこには「国民経済の民主的で健全な発展」の促進が規定されているのである。社会に存在する事業者が互いに切磋琢磨し、競争することで消費者によりよいものを提供することが必要であるという考え方が根底に存在する。

独占禁止法の規制は、共同行為の規制・私的独占の規制・企業結合の規制・不公正な取引方法の規制の4つからなる²⁴。前述した同法の目的に反する行為は大きく二つに分類することが出来、それらはいずれも「競争回避」類型と「競争排除」類型である²⁵。前者は、競争者間で協調するなどによって市場における競争を回避する類型であり、後者は「競争回避」類型のように「競争」そのものを回避するのではなく、「競争者」を排除することによって結果的に市場における競争が減殺されるものである。

先述の4つの類型を概観すると、共同行為規制は競争回避型である。共同行為規制の射程には、典型的には価格や数量などに関するカルテルが挙げられるが、これらは価格や生産量を事前に競争者間で申し合わせることで市場における競争を減殺し、同法の目的を達成できないため規制される。

次に私的独占規制は、市場における圧倒的な力を利用し、競争者を「排除」あるいは「支配」することにより競争を制限することを禁止する。「市場における圧倒的な力」というのは、判例・学説では度々「市場支配力」という言葉が用いられ、「価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することが出来る状態」²⁶をいう。よってこの規制類型は「競争排除」型ということができる。

企業結合規制は、企業結合によって事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立、その様な会社への転嫁を禁止し(9条)、及び銀行、保険会社が一般事業会社(非金融会社)の総株主議決権の5%(銀行)および10%(保険会社)を超えて保有することを禁止する規制がある(11条)²⁷。実際は公正取引委員会への事前届出によって規制されることが多い類型である。

最後に、不公正な取引方法は「公正な競争を阻害するおそれ」を要件として、経済・競争秩序を維持するものである。公正取引委員会が指定した、所謂一般指定によって行為類型が規定され

²⁴金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法』(弘文堂、2004)11-12頁を参照。

²⁵金井他・前掲注(27)12頁を参照。

²⁶東宝・スバル事件・東京高裁昭26年9月19日判決、高裁民集4巻14号49頁。

²⁷金井他・前掲注(27)12頁を参照。

ており、その中には競争回避型(再販規制・地域制限等)と競争排除型(単独の取引拒絶、略奪的価格設定、専売店制)の双方が存在する²⁸。

この様に独占禁止法は「国民経済の民主的で健全な発展」を目的とし、上述の規制を用いてその達成を図っている。

第2節 知的財産権の特性 [高倉]

次に、知的財産権の特性を整理することとする。知的財産とは、産業上、有益である知識や情報のことをいい²⁹、知的財産権とは、知的財産基本法 2 条において「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう」と定義されている。これら知的財産権は、知的財産に対する私権³⁰であり、支配権であり、排他的独占権である³¹と考えられている。本稿においては、これらのうち排他的独占権が後述の競争法との関わりにおいては重要であるため、以下これについて概観する。

ここで排他的独占権とは、知的財産を他人が利用することを排除して、独占的に利用することができる権利という³²。ここには、なぜ排他的独占権が認められるのか、という問題がある。

知的財産権は無体財産権であるため、その利用、模倣がしやすく侵害されやすい。もしこれを容認し、ただ乗り(フリーライド)できるならば、知的財産の価値の減衰を招くこととなり、発明者や著作者などとしては、捧げた労力が無駄になり、投下した資本が回収できなくなることを意味するため、発明・創作活動に対するインセンティブを喪失する。これは結果として産業の発展を妨げることになるため、これを防ぎ、発明・創作活動を保護するため排他的独占権を認めている。このことは、例えば特許法がその 1 条で「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」と規定していることから明らかであろう。排他的独占権により、権利者は当該知的財産を独占的に自由に使用・収益することができ、またそれを保護するために侵害者に対する損害賠償請求権や差止請求権といった権利が定められている。

なお、排他的独占権を有しているといえども、知的財産権は財産権である以上、憲法 29 条の下で公共の福祉の適合するよう求められる。法律の規定により、法で定められている実施権(法定実施権)、特許庁長官および経済産業大臣の裁定で生じる実施権(裁定実施権)要件を当該知的財産権の非所有者に与えなければならない場合がある。また、産業の発達と発明の保護のバランスから生ずる独占可能期間の定めなどによってその権利は時間的にも制限を受ける。たとえば特許法においてはその保護期間は 20 年とされている(特許法 67 条 1 項、TRIPs 協定 33 条)。

なお、TRIPs 協定は加盟国に対して実施を求めているため(TRIPs 協定 1 条 1 項)、加盟国はその保護期間を一律 20 年としなければならず、これによって日本も特許法を改正し保護期間を延長したという経緯を持つ。特許法で保護されるような情報を扱う分野は、ハイテク産業に限られず医薬品分野などが存在する。医薬品開発にあたっては莫大な資金と大量の特許が必要であり、これに投下した資本を回収するには 20 年といった時間が必要であると考えられるが、ハイテク

²⁸金井他・前掲注(27)14 頁を参照。

²⁹発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号、その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。(知的財産基本法 2 条)

³⁰ TRIPs 協定前文参照。TRIPs 協定(「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」)は 1994 年成立した WTO 協定の付属書として成立した。角田政芳・辰巳直彦『知的財産法 第 2 版』(有斐閣、2003)427 頁を参照。

³¹角田他・前掲注(33)7 頁を参照。

³²角田他・前掲注(33)7 頁を参照。

産業においてはその特徴であるネットワーク効果によって急激なシェア拡大やデファクトスタンダードが獲得されるため、そういった場合には特許開発や取得に投下した費用を早期に回収できてしまい、あとは特許の独占実施、ライセンス付与による継続収入によって、余剰利益が当該企業に集中し続けてしまい、これが不公正といえるのではないかと、という疑念を抱かざるを得ないケースも生じ得る。この問題についての考えは、結論で述べることにする。

知的財産の使用・収益は、当該権利者の自らによる実施及び他人への実施許諾によってなされる。実施許諾するかしないかは権利者の自由であり、これを拒絶し独占することも可能である。具体的には(1)他者を排除して自分だけで知的財産を占有実施すること、(2)第三者に権利自体を譲渡すること、(3)第三者に、使用料の支払いと引き換えにライセンスを与えること、(4)事業資金の確保のために質権を設定すること、(5)自分で知的財産を実施しながら第三者にライセンスを与えること、(6)ライセンスを同時に多数の者に与えることなどが使用・収益にあたる³³。

第3節 競争法と知的財産権の共通点と相違点 [高倉]

以上競争法および知的財産権の概要を踏まえた上で、競争法と知的財産権の共通点と相違点についてみていくことにする。

まず競争法と知的財産権の共通点である。これら 2 つの法領域は目的において共通している。

日本の競争法たる独禁法は 1 条において「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を促進すること」を目的としており、知的財産権のひとつである特許権を保護する特許法は 1 条において「産業の発達に寄与することを目的」としていることは先述のとおりである。これら目的を比較・検討してみると、経済の民主的で健全な発展を促進すること、産業の発達に寄与することという目的は、それぞれ志向するところは共通であると考えられる。

次に競争法と知的財産権の相違点である。これら 2 つの法領域は手段において相克している。

独禁法は 1 条において、目的を導くため「私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除する」ことを手段としていて、実際に諸規定を定めている。一方、特許法は 1 条において、目的を導くために「発明の保護及び利用を図ること」を手段としつつ、前述の通り排他的独占権という性質を特許権に認めている。これは他の知的財産権にも認められうるところである。

この相違点において、これら 2 つの法領域は対立している。独禁法は私的独占を禁止しているにも関わらず、知的財産権についてはその性質から独占が認められているということである。しかし、対立しているといえども、知的財産制度は、一定の要件を満たした事業活動に有用な技術上又は営業上の情報に対して、保護をしようとして各知的財産関連の法律が設けられており、この下では他の事業者の事業活動との均衡が図られていることから、先の相違点をもって常に 2 つの法領域が対立しているとみるのは適当でない。この 2 つの法領域にまたがる問題は、制度上から生じている場合は少なく、権利者の当該知的財産権の行使の際の状況と態様により顕著に現れてくることが多いと解すべきであり、そしてそういった場合には競争法上の違反のみならず知的財産制度上でも反している場合が多い。³⁴

なお、独禁法 21 条が無体財産権の行使行為に対して適用除外を定めている。先に示したような対立が問題となる場合においては、21 条における「権利の行使」と認められうるかどうかの争点となる。特に特許権や営業秘密の行使とみられるような行為が、21 条における「権利の行

³³金井他・前掲注(27)321-322 頁を参照。

³⁴金井他・前掲注(27)322 頁を参照。

使」とは認められず、不公正な取引方法に該当するとされるような場合に関しては、特許・ノウハウガイドラインが詳しい。³⁵

第 1 章で検討したハイテク産業において知的財産権を行使すると、不公正な取引方法のみならず私的独占および不当な取引制限に関する問題が生じる可能性が高まる。そこで第 3 章では、ハイテク産業における協調的競争がこういった疑念を生じさせる場合に、競争法上如何に評価すべきかについて検討する。

³⁵公正取引委員会「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(1999年7月30日)を参照。 Available at http://www.meti.go.jp/policy/kyoso_funso/pdf/tokkyo.pdf (Last access 2005/11/13)

第3章 競争法による標準化活動の 取り扱いー 単独企業によるデファ クト・スタンダード

第1節 概説 [高倉]

第2章では、競争法と知的財産権の特性をそれぞれ整理したうえで、両者は手段において異なるものの、目的において共通点を有することを説明した。ただし、目的が一緒であり、規定も干渉しあうことなく存在しているため、通常、両者が対立することはない。しかし、行為の状況や態様によっては、競争法と知的財産権の関係が複雑な問題を生じる場合があり、ハイテク産業など、知的財産権を多数扱う産業分野で顕著に現れてくる。

単独企業は、デファクト・スタンダードを獲得したい場合には、それに向けて戦略的に行動すると考えられる。そのためには、当該技術と互換性のある技術を促進させるために、オープンソース戦略といったものをする。この場合に、特定の企業を排除するようなことがあれば競争法上の問題を惹起させることがある。

本章では、まず単独企業における標準化活動を行う場合に行われるオープンソース³⁶について検討し、その上で単独企業の行動が競争法上問題となった事例を検討し、ハイテク産業の技術標準をめぐる単独企業の行動規制に関する現状と解決の方針を示す。

第2節 オープンソースとデファク ト・スタンダード [高倉]

企業はデファクト・スタンダードを獲得するよう行動するが、獲得が最終目的でなく、それによって利益を上げることが最終目的である³⁷。しかし、デファクト・スタンダードの獲得が必ずしも利益を上げることにつながるわけではない。一方でデファクト・スタンダード戦略として特許をオープンにするといったことや、オープン特許から生じる別特許の実施許諾の要求により利益を上げる企業が出始めた。ここでは、こういった事例に関して検討することにする。

³⁶ オープンソースとは、ソースコードを公開して有用な技術を共有することによって、誰もがソフトウェアの開発に自由参加することが出来る技術・特許などのことをいう。ここでは、オープンシステムなども含めることにする。オープンソースに関しては以下の URL を参照のこと。See <http://www.opensource.org/docs/definition.php> (Last access 2005/11/13)

³⁷ 山田英夫『デファクト・スタンダードの競争戦略』（白桃書房、2004）329 頁以下を参照。以下本節は、本書籍の説明に寄るところが大きい。

最近では、パテント・コモンズという動きが活発化しており³⁸、その一翼を担う IBM は、2005 年 1 月に米国特許権 500 件をオープンに付すと決定し³⁹、また 2005 年 10 月には医療関連の技術開発目的に限り保有する 4 万件の特許すべてを無償開放すると発表した⁴⁰。オープンに付すことで市場が活性化され、市場規模が大きく伸び、自らの事業規模も拡大すると判断したためとされている⁴¹。さらに、IBM を始めとする 5 社が Linux の発展促進を目的にして新会社を設立するとしたのも記憶に新しい⁴²。

こうしてデファクト・スタンダードを達成することをせずに特許権開放によって利益を得ようとする企業がある一方で、デファクト・スタンダードを行う企業もいる。しかし、以下に示すとおりデファクト・スタンダードが必ずしも利益に結びつかないことを示すことにする。

IBM のパソコン

パソコン市場で遅れをとった IBM は、インターフェイスなどの仕様を公開するオープン・アーキテクチャー・ポリシーをとった。それによりソフトウェアや周辺機器などに、多くのサードパーティが参入し、IBM の規格が瞬く間に世界中のデファクト・スタンダードになった。しかし、多くの低価格互換機の参入を招き、ハードで収益を上げにくくなり、さらに互換機メーカーは標準部品を使い、コストの安い国で生産することで、IBM のシェアを奪った。

ソニーの 3.5 インチ FD

ソニーは 1980 年に 3.5 インチ FD を開発したが、他にも競争相手が独自の規格を持った FD を開発していた。ソニーは、3.5 インチ FD の普及を優先するために、2 メガまでの容量については極めて安い特許料を設定した。後に、ソニーの規格は ISO に国際標準の地位を認められた。標準を獲得したものの、高い特許料を設定していた 4 メガ以上の FD は普及することはなく、特許料が安い 2 メガ以下の FD が普及することになった。このため、ソニーは標準を獲得したにも関わらず、特許料による収益は小額にとどまった。

デファクト・スタンダードを取っても利益が上げにくくなってきた背景として 4 つの理由が挙げられる。まず、(1)スキミング・プライス政策がとりにくくなったことが挙げられ、これは製品販売開始時に比較的高めの価格設定をして利益を得るというものであるが、標準獲得には導入期のシェアが重要であるため、本政策はとりにくい。次に、(2)成熟期に市場が急速に縮小することすることが挙げられるが、これはデファクト・スタンダードを獲得して、そこから利益を上げようとしても、ハイテク産業では次世代規格への代替が急速であり、収益が上げにくいことである。そして、(3)特許料収入が期待できないことが挙げられるが、標準普及のためには特許料を安くしなければそれを使用しようというものは現れない。しかし、特許料を安くしたならばデファクト・スタンダードを獲得しても特許料による収益は見込みにくい。先ほど上げたソニーの 3.5 インチ FD の例がこれにあたる。最後に、(4)市場がオープンソース規格を歓迎していることが挙げられ、インテルやマイクロソフトといった独占企業に対しての風当たりが強くなってきており、対して LINUX 周辺のオープンソースの台頭は上述した通りである。

以上の通り、デファクト・スタンダードを獲得した企業といえども、独占の利益を得ることは難しい時期を迎えている。さらに、こうした企業は競争法上の規定に抵触しないよう企業活動を行っていく必要があり、次節ではこれについて見ていくことにする。

³⁸ 詳しくは、http://www.osdl.jp/newsroom/press_releases/2005/2005_08_9_beaverton.html を参照。(Last access 2005/11/13)

³⁹ <http://www.ibm.com/ibm/licensing/patents/pledgedpatents.pdf> を参照。(Last access 2005/11/13)

⁴⁰

<http://www-1.ibm.com/press/PressServletForm.wss?MenuChoice=pressreleases&TemplateName=ShoPressReleaseTemplate&SelectString=t1.docunid=7938> を参照。(Last access 2005/11/13)

⁴¹ 日本経済新聞 2005 年 10 月 26 日付朝刊 15 面を参照。

⁴² 新会社は OIN(Open Invention Network)といい、会社の設立のプレスリリースを 2005 年 11 月 10 日に行った。<http://www.openinventionnetwork.com/press.html> を参照。(Last access 2005/11/13)

第3節 各国独占禁止法の考え方

(1) アメリカ [高倉]

アメリカの独占禁止法たる反トラスト法は、シャーマン法、クレイトン法、連邦取引委員会法から成り立っており、うち知的財産権に関連した単独の取引拒絶が問題となる場合には、主としてシャーマン法 2 条が問題となる。シャーマン法 2 条は非常に包括的な規定であり⁴³、これは判例の集積によって明確化されてきた。判例の集積の延長線上に指針があり、アメリカ司法省および連邦取引委員会は 1995 年に「知的財産権のライセンスに関する知的財産権ガイドライン」⁴⁴(以下、知的財産権ガイドライン)を公表し、これに則った運用をしている。以下では、まず知的財産権ガイドラインの志向するところを確認した上で、裁判例では単独のライセンス拒絶がどのように扱われてきたかについて述べる。

知的財産権ガイドラインは一般原則として、(a)反トラスト分析では、両当局は知的財産を他のあらゆる形態の財産と本質的に同様に考える、(b)両当局は、知的財産権が反トラストの文脈においては市場支配力を形成するとは確定しない、(c)知的財産権のライセンスは企業に相互補完関係にある生産要素を結合することを可能にさせ、一般的に競争促進的であると両当局は認識する⁴⁵、としている。また、分析の場として製品市場、技術市場、研究開発市場という概念を示している。

ライセンスについては、「当然違法」(per se illegal)が適用される類型として、価格協定、数量制限協定、市場分割協定、グループ・ボイコット、再販売価格維持協定を掲げており、その他についての判断は通常、競争促進的効果と競争制限効果を比較衡量する「合理の原則」がとられることになる。以上の「当然違法」とされる類型は全てシャーマン法 1 条の射程であり、単独のライセンス拒絶は通常、反トラスト法に違反しないと考えられている。これは、我が国の独占禁止法も同様であり、単独のライセンス拒絶が同法上問題となったケースは上述の通り存在しない。さらに知的財産権ガイドラインには特定の条件下においては訴追されないという安全港も定められている⁴⁶。

では、裁判例を見ていくことにする。いずれも、ライセンス拒絶が競争制限的効果を持ったために問題となったわけではなく、「不当な」競争制限的行為が介在したと考えられるため問題となったものである。ここでは、アスペン事件最高裁判決⁴⁷、コダック事件最高裁判決⁴⁸及びコダック事件控訴審判決⁴⁹、インテル事件同意命令⁵⁰、ゼロックス事件連邦控訴裁判決⁵¹をそれぞれ見ていくことにする。

⁴³ シャーマン法 2 条は、実体的な部分としては「州間もしくは外国との取引または通商のいずれかの部分を独占化し、独占化を企画し、または独占化する目的をもって他の者と結合しもしくは共謀する者」は違法である、と定めている。訳については、村上政博『アメリカ独占禁止法 第二版』(弘文堂、2002)11 頁を参照。

⁴⁴ U.S. Department of Justice and Federal Trade Commission, *Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property* ("IP Guidelines") (1995 年 4 月 6 日)を参照。Available at <http://permanent.access.gpo.gov/lps9890/lps9890/www.usdoj.gov/atr/public/guidelines/ipguide.htm> (Last access 2005/11/13)訳については、金子晃=佐藤潤「知的財産権のライセンスに関する知的財産権ガイドライン」法学研究(慶應義塾大学)75 巻 5 号(2002)63 頁以下を参照。

⁴⁵ 金子他・前掲注(47)65 頁以下。

⁴⁶ 詳しくは、金子他・前掲注(47)87 頁以下。

⁴⁷ *Aspen Skiing Co. v. Aspen Highland Skiing Co.*, 472 U.S. 585 (1985) 事件概要については、村上政博『アメリカ独占禁止法 第二版』(弘文堂、2002) 114 頁以下を参照。

⁴⁸ *Eastman Kodak Co. v. Image Technical Services*, 504 U.S. 451 (1992) 事件概要については、村上政博『アメリカ独占禁止法 第二版』(弘文堂、2002) 155 頁以下を参照。

⁴⁹ *Image Technical Service Inc. v. Eastman Kodak Co.*, 125 F. 3d 1195 (9th Cir. 1997) 事件概要については、村上政博『アメリカ独占禁止法 第二版』(弘文堂、2002) 158 頁以下を参照。

⁵⁰ *Agreement Containing Consent Order, In re Intel Corp.*, FTC Docket No.9288 (March 17, 1999)

⁵¹ *CSU, L.L.C. v. Xerox Corp.*, 203 F. 3d 1322 (Fed. Cir. 2000) なお連邦控訴裁(The United States Court of Appeals for the Federal Circuit : CAFC)とは、1982 年に創設された知的財産関連の控訴審を全て引き受ける裁判所のことである。事件概要については、滝川・前掲注(8)294 頁以下を参照。

(1) アスペン事件最高裁判決

本件はシャーマン法 2 条に関わる事案であり、最高裁は被告の行為が同条に違反するとされる排除行為に当たるかどうかを検討した。排除行為に当たるかについては、(1)当該行為の顧客への影響、(2)当該行為の競争業者への影響、(3)当該行為のビジネス上の正当化事由があるかどうか、について分析するとし、本件事案の当てはめを行った結果、違反であると認定した。また、競争業者が新規に申し出た共同事業を拒絶する場合と、両者が長年続けてきた共同事業に独占企業が重要な変更を加える場合とでは、異なる取扱がなされることを判示した。

場合によっては、ある種の共同義務が存在するとの考え方にも繋がると考えられている⁵²。

(2) コダック事件最高裁判決及びコダック事件控訴審判決

本件はシャーマン法 2 条に関わる事案であり、抱き合わせが問題となった事案である。複写機メーカーたる被告が、複写機の補修部品サービス市場において、原告たる独立系補修業者に対して今まで取引関係にあった補修部品について取引拒絶をした。最高裁は、被告業者製の保守サービス市場が成立する可能性があり、その場合には独占力が推定され、加えて独占力の維持行為を認定できると述べ、原告の主張を認め、事実認定後でなければシャーマン法 2 条違反かどうか判断できないとして、略式判決⁵³を否定した。

これを受けて、コダック事件控訴審判決が出された。控訴審は被告業者製の保守サービス市場が成立するとし、さらに被告が独占力を有するとした。そして、本件取引停止行為が、意図的な独占力の維持行為であると認定し、シャーマン法 2 条違反であると判示した。

被告は本件控訴審で初めて知的財産権に関する主張をなした。それは取引拒絶を行った補修部品の中に知的財産権のある商品が含まれており、そのため取引拒絶は正当化されるというものだったが、知的財産権による排他行為には合法性の推定が働くとしつつも、本件事案の具体的状況を検討するに、知的財産権と反トラスト法双方の基本目的たる公益実現に資さないとして、被告の主張は認められず、正当化されないとされた。この控訴審判決は、通常の財産権を超える排他権を知的財産権に認めることを否定したとも考えられており⁵⁴、だとするならば本件以前に出された知的財産権ガイドラインとして上述した「反トラスト分析では、両当局は知的財産を他のあらゆる形態の財産と本質的に同様に考える」という一般原則に整合的である。

本件は継続的な取引関係にあった場合に合理性を欠く取引停止といったライセンス拒絶はシャーマン法 2 条に違反するとしている点、また一種の供給義務が生じていると考えられる点⁵⁵で、アスペン事件最高裁判決に整合的であると考えられる。

(3) インテル事件同意命令

本件は、連邦取引委員会法(以下、FTC 法)⁵⁶ 5 条⁵⁶に関わる事案であるが、現状として FTC 法 5 条の違法性判断基準はシャーマン法 2 条による規制と異なるものとなっている⁵⁷。被告は、マイクロプロセッサ市場で独占力を有しており、また当該市場への新規参入は困難であった。またネットワーク効果が顕著に働く市場であった。問題となった行為は、顧客 3 社に対して、被告の新製品技術情報提供を拒絶し、3 社の特許権を被告に無償実施させようとしたこと、知的財産権侵害の主張をやめさせようとしたことなどであった。本件は、同意命令で終了した。

⁵² 佐藤一雄『アメリカ反トラスト法- 独占禁止政策の原理とその実践- 』(青林書院, 1998) 235 頁参照。

⁵³ 米国裁判制度には略式判決(Summary Judgment)というものが設けられており、事実審たる陪審が必要ない場合に、すなわち重要な事実について争いが無い場合に裁判官の判断だけにより判決がなされる。

⁵⁴ 後藤他編・前掲注(8) 291 頁参照。

⁵⁵ 佐藤・前掲注(55) 238 頁参照。

⁵⁶ FTC 法 5 条(a)(1)は「通商におけるもしくは通商に影響を及ぼす不公正な競争方法、および不公正なもしくはぎまんの行為または慣行は、これを違法とする」と定めている。文言はシャーマン法 2 条と比較するとかなり違うものとなっているが、FTC(Federal Trade Commission)は FTC 法 5 条の規制範囲がシャーマン法・クレイトン法の射程より広いとの立場をとりつつも、その法運用を慎重に行い、規制を基本的にシャーマン法・クレイトン法違反の範囲にとどめていていると考えられている。訳および解説については、村上政博『アメリカ独占禁止法 第二版』(弘文堂、2002)19-21 頁を参照。

⁵⁷ 和久井理子「技術情報の提供停止による特許ライセンスの強制と競争法- 米国連邦取引委員会・インテル事件の検討- 」知財管理 50 巻 8 号(2000)1165 頁参照。

本件同意命令について、論点は多く存在するが、ここではイノベーションと競争法に係る論点についてのみ見てみることにする。本件の特徴として、イノベーションのインセンティブを減少させることによって、独占維持がなされると主張された点を挙げることができる。さらには競争法による単独事業者の排除行為規制が、イノベーションを促進するためにも用いられる可能性を示したものと考えられるのである⁵⁸。本件審判開始決定書⁵⁹において、FTCは、当該行為が新しいマイクロプロセッサ技術と将来世代のマイクロプロセッサ製品の開発競争が減少すると主張しているのであるが、この主張は本件行為が行われた場合の開発競争阻害効果と、本件行為が行われなかった場合の開発競争促進効果を比較衡量して、後者の方が勝っていると判断しなければならないものである。この判断に当たっては、後者がどの程度勝っていないかという程度の問題や、ハイテク産業特有の問題などの数値化、明確化が困難な要素を考慮しなければならないという問題があるにも関わらず、FTCが先のような主張をしていることに、FTC法5条による規制によって競争促進的效果を促進するという考え方を導くことができる。

(4) ゼロックス事件連邦控訴裁判決

本件はシャーマン法2条に関わる事案であり、事件の実質は上述コダック事件と変わらず、独立系補修業者に被告会社製部品を供給することを被告が拒絶したというものである。ただし、当該部品が知的財産権を含む部品であるから、当該取引拒絶行為は正当化されるという論点がコダック事件と違い最初から含まれていたため、控訴審段階で連邦控訴裁(以下、CAFC)が担当することになった⁶⁰。その結果、知的財産権の排他性を非常に強く認める判決を下した。すなわち、特許権に基づく単独のライセンス拒絶が反トラスト法に違反する場合として、(1)特許を違法手段により取得した場合、(2)特許権侵害訴訟がみせかけ訴訟⁶¹に当たる場合、(3)特許製品に特許のない製品を不法に抱き合わせる場合、と判示することによって、知的財産権を正当に行使する限りにおいては、反競争効果が顕著である場合においても反トラスト法違反とならないということになる。

当該裁判所での判断の後に、最高裁による判断がなされていないところ、本判決には一定の先例拘束性があることになる。同様にCAFCが下した判決としては、インテル事件連邦控訴裁判決⁶²があるが、これもインテル事件同意命令のところで述べたインテルの行為が反トラスト法違反ではないと判示した。ゼロックス事件連邦控訴裁判決ならびにインテル事件連邦控訴裁判決は、コダック事件控訴審判決ならびにインテル事件同意命令と全く反対の判示をしたことになった。

(2) EU [大洞]

ある製品につきデファクトスタンダードを達成した企業がする行動につき競争法上問題となるものは、日本においては独占禁止法3条前段私的独占規制、そして米国反トラスト上ではシャーマン法2条である。EC競争法上、前述の類型はEC条約⁶³82条⁶⁴市場支配的地位の濫用行

⁵⁸ 和久井・前掲注(60) 1170頁。

⁵⁹ Compl., In re Intel Corp., FTC Docket No.9288 (June 8, 1998)

⁶⁰ CAFCは、知的財産権が争点になる控訴を全て引き受けており、反トラスト法違反が疑われる場合であってもその扱いは同様である。なお、上述のコダック事件控訴審判決は、知的財産権に関する論点が最初から含まれていたわけではないため、通常の控訴裁判所たる第9控訴裁が担当することになった。

⁶¹ 客観的根拠を備えていないにも関わらず、競争相手を妨害するために提起される訴訟のこと。

⁶² Intergraph Corp. v. Intel Corp., 195 F. 3d 1346 (Fed. Cir. 1999)

⁶³ Consolidated Version of the Treaty Establishing the European Community

⁶⁴ EC条約82条

「一人または複数の事業者による、共同体市場又はその実質的(相当)部分における支配的な地位の濫用行為(濫用)は、それが加盟国間の取引に影響を与えるおそれがある場合、共同体市場と両立しないものとして禁止されるものとする。とりわけ、次の各号の位置に該当するものは濫用行為に該当するおそれがある。

- (a) 直接又は間接に、不公正な購入もしくは販売価格又はその他の不公正な取引条件を課すこと。
- (b) 生産、販売又は技術開発を制限し、消費者に不利益をもたらすこと。
- (c) 同等(同種)の取引をお粉相手方に対して異なる条件を課して、相手方を競争上不利な立場におくこと。

為の適用が問題となる。82条は①不公正な価格・取引条件、②生産制限等、③差別的取り扱い、④抱き合わせという4つの行為類型を規定しているが、これらは例示的の列挙に過ぎず、82条は濫用行為に該当する行為を構成要件的に規定したものではない。なぜなら例えばコマーシャル・ソルベンツ事件判決等で確立した単独の取引拒絶は上記例示行為に含まれていないからである。

65

さて、ECにおいて知的財産権と競争法、特に市場支配的地位の濫用行為との交錯が問題となった事件としてBBC(British Broadcasting Corporation)事件が挙げられる。⁶⁶

BBC等のテレビ放送局はかつて自社の週間番組リストについて、著作権を理由に第三者が複製することを拒絶し、自社で「Radio Times」というテレビガイドを発行していた。(BBCは新聞社及び他EC加盟国においては第三者に番組のハイライト掲載発行を無料で認め、そして発行を許諾してきた。しかし新聞社はRadio Timesにとって限定的な競合品でしかなく、他の加盟国での許諾に関しては言語の問題で競合品とはならない)そのような背景の下、アイルランドの法人であるMagill TV Guide Ltd.が許諾無しに放送番組全てを掲載した包括的な週間テレビガイドの出版を開始したため、テレビ局が裁判所に提訴したというのがこの事件の概要である。⁶⁷

この事件についてEC裁判所は次のように判示した。

知的財産権のEC共通のルールは存在しないが、各国の立法によってそれらは保護を受けている。これはEC裁判所の先例によって認められているところである。

加盟国の知的財産権法とECルールとの関係についてはEC条約36条(現30条)に数量制限の例外として規定されているが、知的財産権の保護は36条の第2文に規定されているに過ぎなく、「知的財産権の保護が加盟国間貿易の恣意的な差別、あるいは偽装された制限となってはならない」とされているだけである。よって36条は物の自由移動と知的財産権保護との調和を適切な方法で実現しなければならないことを強調したものである。よって加盟国による知的財産権の保護はEC条約との調和される限りにおいて制限されなければならない。EC条約のシステム上、36条は条約2条・3条で規定されているECの目的及び行動に従って解釈されなくてはならない。⁶⁸

以上のように、知的財産権の保護はEC条約に規定される目的に劣後するものであり、絶対的なものでないことが明らかにされた。しかし、市場支配的な地位を持つBBCの行動がどのように判断されたのであろうか。当該裁判所は続いて以下のように判示する。

排他的権利の行使それ自体が「濫用」になるのではなく、条約86条(現82条)に明示的に反する場合のみ「濫用」となる。そしてこの場合、著作権は(特に86条との関係で)もはやその必要不可欠の機能を果たさないものであり、知的財産権を保護する国内法はEC条約に優越される。

このケースに着目したとき、BBCがその知的財産権を行使したのはRadio Timesの競合する新商品が出現するのを防ぐためであることに注目しなくてはならない。BBCはその著作権を週間テレビガイド市場という派生市場における独占を確実なものとするべく行使しており、これはアイルランドとイギリスの新聞社に無料で週間プログラムのハイライトを提供していたこと、そして他の加盟国では発行を無料で許諾していたことから明らかである。この様な行為は明確に条約上許容される著作権の不可欠機能を逸脱するものである。この事件において、第三者への発行許諾拒否は恣意的であり放送上の必要性やテレビ雑誌の独特性では正当化されない。よってBBCの行為は著作権の保護という観点からは条約に適合的でないといわざるを得ない。⁶⁹

この様に欧州第一審裁判所は、まず知的財産権の行使は常に許容されるわけではないことを条約旧36条と目的規定の解釈から確認し、その権利行使の範囲を限定した。そしてBBC事件に

(d)商品の特質又は商業上の用途に照らして、契約の対象と関連を有しない付加的義務を相手方が受託することを契約締結の条件とすること。」

⁶⁵ 村上政博『EC競争法：EC独占禁止法』（弘文堂、2001）202頁を参照。

⁶⁶ Magill v. BBC 1991 ECR II 535. BBC, Magill v. RTE 1991 ECR II 485. ITP

⁶⁷ 村上・前掲注(68)238頁を参照。

⁶⁸ Magill v. BBC 1991 ECR II 535 53/54/55より抜粋 訳は筆者

⁶⁹ Magill v. BBC 1991 ECR II 535 58/60より抜粋 訳は筆者

おける著作権に基づく BBC の許諾拒絶を EC 条約許容される範囲を逸脱している、つまり権利を濫用するもので許されないと結論付けた。しかし、どの範囲から濫用であり、どこからはそうでないのかに関しては必ずしも明確ではなく、その判断は個々のケースごとに行う必要があると思われる。

しかしながら、この知的財産権の「濫用」である場合は競争法上問題となるというアプローチは、かく場合に 21 条の適用除外の範囲を超えて独占禁止法上問題となるという日本のそれと類似するものであり、この点において日本と EC の競争当局には共通点が見出せるのではなかろうか。ともすれば日本のパチンコパテントプール事件等を中心に、「濫用」の定義を明確にし、画一的な判断を可能ならしめる必要性が強く認識されることは間違いない。

第4節 日本 [小林]

これまで我が国では、ハイテク業界において、米国のように一社による市場独占を問題とした審判決は存在しなかった。しかし昨今、国境を越えた技術交流が深まるにつれ、日本を含む世界的規模でデファクトスタンダードを確立する企業が出現し、我が国にとっても対岸の火事とはいえなくなってきた事情がある。以下では、私的独占規制は行われなかったものの、ハイテク市場において支配的地位にある企業に対する規制がなされた事例を検討し、今後求められる規制の姿を示したいと思う。

(1) ソニー・コンピュータエンタテインメント事件⁷⁰

ソニー・コンピュータエンタテインメント(以下、SCE)は、家庭用 TV ゲーム製品であるプレイステーション(以下、PS)のハード、ソフト、周辺機器を製造販売する事業者であり、PS 製品は発売直後から一般消費者の高い評価を得ていた⁷¹。SCE は、自らが卸を兼ねて直接小売業者と取引し、これら小売業者が一般消費者に販売するという直取引を基本とする流通政策を採用している。プレイステーションが登場した 1994 年当初から、SCE はこの直販体制をより徹底させるため、PS 製品の特約店になるための 3 条件、①PS ソフトの希望小売価格からの「値引き禁止」⁷²、②中古 PS ソフトの「取扱い禁止」、③PS 製品を一般消費者に対してのみ販売するように義務付ける「横流し禁止」を定め、合意した販売業者と特約店契約を締結した。ただし、SCE の販売方針を遵守しない小売業者に対しては出荷停止等の是正措置がとられていた。

これらの条件は、小売業者に大きな打撃を与えた。PS の販売を新品のみで続けた 1995 年当時の最大の専門店チェーン「ブルート」は店舗数を 370 店から 180 店程度に減少させ、99 年 3 月に倒産⁷³している。95 年以前中古ソフトを扱っていた頃のゲーム専門店では新品・中古品間の競争、新品同士・中古品同士の競争、店舗間の競争が非常に活発であったが、中古規制を含めた SCE の価格統制によりゲームソフト市場の競争は減少し、長期の停滞を続けることになった⁷⁴。

家庭用 TV ゲーム機市場は、任天堂の独壇場だった昔と比べればいく分緩和されてきているものの、やはりバーゲニングパワーが一部のメーカーに偏った市場である。5800 円の PS ソフトは、ロイヤリティが 800 円、販売手数料が 1200 円であり、1 本売れる度に SCE には 2000 円の

⁷⁰ ソニー・コンピュータエンタテインメント事件(公取委平成 13 年 8 月 1 日審判審決、公取委審決集第 48 巻 3 頁以下)を参照。

⁷¹ ただし、SCE の自社開発する PS ソフトは約 6%にとどまり、それ以外は、ゲームソフト開発業者約 590 社が開発した PS ソフトをほぼ一手に購入し、独占的に販売していた。

⁷² SCE はレコードメーカーであるソニー・ミュージック・エンタテインメントの子会社として 1993 年に設立されており、独占禁止法 23 条 4 項において著作物再販の適用除外が認められている音楽用 CD の販売をモデルにしたと思われる。

⁷³ 赤田和博「テレビゲーム市場の実態」4 頁を参照。 Available at <http://www.arts.or.jp/docs/akada0630.pdf> (Last access 2005/11/13)

⁷⁴ 1995 年から 1999 年までの 5 年間でみると、5000 億円強で停滞している。

粗利益が入り、さらに CD の特許をもつソニーには、CD-ROM を焼き付けするたびに 1 枚数十円の手数料とロイヤリティが入ってきた⁷⁵という。自社の利益を確保しつつ、ネットワーク効果を最大限に生かし他社のハードとの競争に勝ち残るためには、早期に統一的な販売体制を敷く必要があり、そのためには自社ブランド内の価格競争が犠牲になろうとも構わないとの認識が SCE にあったことは否定できないだろう。

公正取引委員会(以下、公取委)の審判審決は、上記の 3 条件につき、②中古品取扱い禁止と③横流し禁止の行為が、①値引き販売禁止の実効性を確保するための手段となっていると捉え、不公正な取引方法として本来排除されるべき再販売価格の拘束行為としてそれら 3 つが一体的に実施されたものと認定した⁷⁶。しかし、実際には 1996 年に公取委による立入検査があったことにより、その翌年末までには値引き販売禁止が行われなくなり公正競争阻害性が消滅した事情を考慮し、横流し禁止は閉鎖的流通経路の維持機能があるとして一般指定 13 項に該当するとしたものの、中古品取扱い禁止については値引き禁止がなくなって以来その補完効果も失われたとして不問に付している。だが、SCE が中古品取扱い禁止について何らかの違反解消措置をとったこと、あるいは禁止行為自体が消滅したことを十分に確認しないまま、再販売価格維持行為が行われなくなったのと同時に公正競争阻害性が失われた、とする公取委の判断は不合理ではなからうか。横流し禁止行為と同様、中古品禁止行為にも独立の拘束条件付取引としての側面を見出し、その継続状況をはっきりさせた上でそれに応じた排除措置を命じるのが筋であったと考えられる。

さらにいえば、本件においては私的独占規制⁷⁷を適用する方途も考慮されるべきであった。私的独占は独占禁止法 2 条 5 項で、「事業者が、単独に、(中略)、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」と定義されており、「排除」か「支配」のいずれかの行為要件を満たすことによって認定され⁷⁸、3 条前段に照らして違反となる。SCE の一連の禁止行為が、PS 製品市場という一定の取引分野における競争の実質的制限として捉えられうる⁷⁹とするならば、SCE が PS 製品のハード・ソフト・流通のあらゆる段階において、関係する業者の事業活動の意思決定を拘束し全面的な支配を確立するという、まさに私的独占の「支配」類型に当たるものである。実際、2000 年の時点で未だ半数の店舗でしか中古品販売が行われていないことから、小売業者への流通支配は根強く残っているといえる。一方、独禁研報告書においては、「技術標準を単独で占有し又は共有する事業者が、当該技術標準の保有部門と利用市場における営業部門が一体であることに起因して、こうした特別な立場を利用して顧客の移動を阻止する場合⁸⁰」が市場での競争を歪める

⁷⁵ 山田英夫「デファクト・スタンダードの競争戦略」(白桃書房、2004)165 頁より引用。

⁷⁶ 審判開始決定書においては、①が不公正な取引方法の一般指定 12 項 1 号及び 2 号(再販売価格維持行為)、②と③についてはそれぞれ同 13 項(拘束条件付取引)に該当し、独占禁止法 19 条(不公正な取引方法の禁止)に違反するとされた。拘束条件付取引とは、11 項、12 項以外の場合で、「相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引」し、公正競争阻害性を生じさせることをさす。

⁷⁷ 私的独占規制と不公正な取引方法規制は排除措置の面でほとんど異なる点がないという分析もあるが、学説においては、①私的独占規制の方が広範で多様な排除措置が可能である、②不公正な取引方法に当たらない行為を私的独占として規制する必要がある、③私的独占として排除措置を命じる場合の方が違反事業者に対する社会的感銘力が大きい、といった理由から私的独占の要件を充足する場合は、私的独占として法的措置をとることが適当とされている。

⁷⁸ 一般に「排除」とは、他の事業者の事業活動を継続困難にし、または新規参入を困難にすること、「支配」とは、他の事業者につきその事業活動に関する意思決定を拘束し、自己の意思に従わせることであると解されている。

⁷⁹ 審決中では、SCE を PS 製品市場における独占的供給者であるとの捉え方をしており、また PS 製品が他のゲーム製品と代替性をもたないことを前提としている。これらは、審決が SCE の行為を PS 市場内における競争が行われないようにする行為として整理していることの現れであるとみることができる。詳細は、正田彬「経済法判例研究会第 85 回(ソニー・コンピュータエンタテインメント事件)ジュリスト 1215 号(2002)176 頁以下を参照。

⁸⁰ 公正取引委員会「独占禁止法研究会報告書」(平成 15 年 10 月 28 日)第 2 部第 1・3(2)イ(イ)より引用。Available at <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/03.october/dokusen.pdf> (Last access 2005/11/13)

例として取り上げられており、ソニーグループの流通支配による顧客獲得はこれにも該当するであろう⁸¹。

(2) 日本マイクロソフト事件⁸²

マイクロソフト社(以下、MS 社)は、表計算ソフト「エクセル」、ワープロソフト「ワード」、スケジュール管理ソフト「アウトLOOK」等の応用ソフトを開発し、ライセンス供与を行っている。MS 社は、ワードのシェアを高めるために、1995年から96年にかけて、パソコン製造販売業者との間で、エクセルとワードを併せて搭載・同梱して出荷する権利を許諾する契約を締結した。その際、エクセルのみを対象とした契約を締結することを富士通など一部の業者から要請された⁸³が、これを拒絶している。さらに、1997年に供給開始したアウトLOOKの供給を拡大するために、ワードの時と同様の手法でエクセル、ワード、アウトLOOKを抱き合わせた一括契約を業者に受け入れさせた。その結果、1997年度にはMS社の3つの応用ソフトはそれぞれシェア1位を獲得することとなった。

本件における公取委の判断は、抱き合わせ販売について規定した不公正な取引方法の一般指定10項に該当し、独占禁止法19条に違反する、というものだった。これは、主たる商品市場における有力な事業者の行為であり、従たる商品市場における自由競争を減殺するおそれがあることから、公正競争阻害性を認定したものであると考えられる。これらのMS社の行為は、エクセルの市場支配力によってワード、アウトLOOKを業界標準としようという意図の下に行われている。この場合、これによってワード、アウトLOOKの属する市場における競争が実質的に制限される場合には私的独占に当たり、公正な競争が阻害される場合には不公正な取引方法となる⁸⁴と公取委の報告書は述べている。そうであるならば、MS社に対し、不公正な取引方法よりも競争秩序への悪影響が大きい私的独占に該当するとの法律構成もありえる。具体的には、エクセルとワードを併せて取引先業者に購入させることにより、ワープロソフト「一太郎」を販売するジャストシステム社等のワープロソフト市場における競争者の事業活動を継続困難に陥らせ、当該ソフトの供給分野における競争を実質的に制限している、との構成が可能であろう。スケジュール管理ソフトの分野においても同様の帰結となる。ただし、本件においては、過去の私的独占のケースと異なり、事業者が市場支配力を有する市場と競争制限効果が生じる市場は別個のもの⁸⁵である。条文の上では行為主体が市場支配力を有していることは要件とはなっていないものの、市場支配力に差がある複数の市場にまたがるため、緻密な市場画定の作業が求められるものと思われる。

こうした不公正な取引方法規制や私的独占規制以外にも独占禁止法2条6項及び3条後段の不当な取引制限規制を用いた法適用が可能であるとする説⁸⁶もある。すなわち、MS社とパソコン製造販売業者との間に垂直的な相互拘束を認め、ソフト市場の他の事業者の事業活動を排除し、当該市場における競争を実質的に制限したと構成するものである。しかし、この説に立つと、本

⁸¹ その後、2000年に新機種プレイステーション2が発売されたことがSCEの躍進を決定づけた。即ち、旧規格との上位互換性を備えて、キラーアプリケーションを多数含んだPSソフトをプレイ可能にすることによってPS2立ち上げ期におけるタイトル数の不足を緩和し、さらに日本でDVDプレイヤーの普及が進んでいなかったところに、DVDも再生可能なゲーム機として売り込みをかけたことで、爆発的な普及が始まった。現在、日本市場で80%のシェア、米国でも50%と、全世界のTVゲーム機市場において揺るぎないシェアを確立している。

⁸² 日本マイクロソフト事件(公取委平成10年12月14日勧告審決、公取委審決集第45巻153頁以下)参照。

⁸³ 当時、表計算ソフトでは「エクセル」が、ワープロソフトではジャストシステム社の「一太郎」が、スケジュール管理ソフトではロータス社の「オーガナイザー」がそれぞれシェア1位であった。

⁸⁴ 公正取引委員会「技術標準と競争政策に関する研究会報告書」(平成13年7月25日)25頁より引用。Available at <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/01.july/010725.pdf> (Last access 2005/11/13)

⁸⁵ 過去の事例は、すでに市場において市場支配力を有する事業者が、排除行為または支配行為により当該市場における市場支配力を不当に維持・強化したというパターンである。

⁸⁶ 村上政博「平成10年マイクロソフト社事件勧告審決、抱き合わせについての法適用」NBL676号(1999)22頁以下を参照。昭和25年の新聞販路協定事件東京高裁判決以来、水平的制限のみが2条6項に該当するという法解釈が一般的であったが、現在では垂直的関係を含めた共同行為一般が2条6項に該当するという解釈変更が可能になりつつある。

来望んで抱き合わせのソフトを購入したわけではない業者にまで責任を問うことになってしまい、妥当でない。やはり、先に挙げた二つの規制類型による対処が現実的であろう。

さらに、本件における排除措置について、本件審決は、日本 MS 社に対し、一部のソフトだけを搭載・同梱することを許諾する契約に変更したい旨の業者の申し出に応じることを命じた。これは、MS 社に対する著作権の強制ライセンス命令としての性質を有する。しかし、その排除措置としての実効性には疑問がある。1997 年の時点ですでに MS 社の 3 つの応用ソフトが全てシェア 1 位を獲得しており、ウィンドウズと応用ソフトが消費者の支持を得てお互いの利用価値を高め合っている最中に、MS 社のソフトに代えてシェアを大幅に下げた他社のソフトをあえて単体で購入しようとする業者は多くはないはずである。ネットワーク効果に乗じていったん競争優位を獲得してしまえば、その程度の排除措置を受け入れたところでその優位性が脅かされることはない。今後、同様の逃げ切りをあてこんで独占禁止法違反行為を確信犯的に行う企業が出てきてもおかしくないのである。これは、我が国の競争政策にとって非常に危機的な状況といえるだろう。

(3) マイクロソフト非係争条項事件⁸⁷

本件では、MS 社が OEM⁸⁸業者に WindowsOS のライセンスをするに当たり、WindowsOS のライセンスを受けた者(以下、ライセンシー)が、MS 社、他のライセンシー等に対して、WindowsOS の特許侵害を理由に訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項(以下、非係争条項)を含む契約書を締結したとして、これが OEM 業者の事業活動を不当に拘束しているものとして不公正な取引方法に該当するとされた⁸⁹。

審決では、MS 社が 2000 年以降、自社の特許が WindowsOS によって侵害されていること、あるいは自社が開発する技術が MS 社の OS の機能拡張によって取り込まれた場合でも、契約の解除・終了後すぐに特許侵害を主張できるだけでなく、現行 OS の出荷停止から三年間が経過しなければ主張できないこと等の理由で、OEM 業者が非係争条項の修正・削除を求めている事実が明らかにされた。

本審決では、過去及び現行の非係争条項に関する規定の破棄が命じられたが、MS 社はこれを応諾せず、審判手続中である。MS 社は、2004 年 8 月 1 日以降新たに締結されるライセンス契約においては非係争条項を盛り込まないとしているが、過去の条項については独占禁止法に抵触する事実はなく、その効力は限定的であるとしている⁹⁰。

実際のところ、勧告を受諾してしまうと次期 WindowsOS(コードネーム Longhorn)の開発の前提となる既存特許権の存在が危うくなるため、受諾はできないというのが MS 社の本音であろう。しかし、MS 社の思惑通りに進めば、2004 年 8 月以前に契約を結んだ OEM 業者の特許侵害訴訟は、現行の WindowsXP の出荷停止三年後まで先送りにされ、その間に各社の特許を取り込んだ Longhorn が普及してしまう。さらには、効力を持ち始めてからすでに相当期間が経過している特許については、有効期間の 20 年が経過してしまい、最終的に特許侵害を主張する機

⁸⁷ マイクロソフト非係争条項事件(公取委平成 16 年 7 月 13 日勧告審決)を参照。Available at <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/04.july/04071301.pdf> (Last access 2005/11/13)

⁸⁸ 供給相手先ブランドで販売される製品を製造すること。公正取引委員会「独占禁止法研究会報告書」(平成 15 年 10 月 28 日)41 頁(注)より引用。Available at <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/03.october/dokusen.pdf> (Last access 2005/11/13)

⁸⁹ 特許ノウハウガイドラインによれば、非係争義務は、「ライセンサーが特許製品若しくは当該特許に係る技術の分野における有力な地位を強化することにつながることで、又はライセンシーの特許権等の行使が制限されることによってライセンシーの研究開発の意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害することにより、市場における競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となる」とされている。公正取引委員会「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(平成 11 年 7 月 30 日)第 4・3・(6)を参照。Available at http://www.meti.go.jp/policy/kyoso_funso/pdf/tokkyo.pdf (Last access 2005/11/13)

⁹⁰ 日本マイクロソフト社 HP を参照。

Available at <http://www.microsoft.com/japan/presspass/detail.aspx?newsid=1980> (Last access 2005/11/13)

会が失われてしまうおそれも生じる。まさに本件は、特許権の独占はどこまで認められるか、という問題の根幹部分が顕在化したケースであるといえ⁹¹、今後の審判審決で MS 社の違反が認定されない場合、OEM 業者のイノベーションへの意欲を一層減退させ、結果として国内の技術発展が大幅に立ち遅れることにもなりかねない。

こうして MS 社が他社の技術にフリーライドし、現在の OS 市場とその関連市場における独占状態をさらに強めていく事態を防ぐためにも、特許ノウハウガイドラインを改正し、非係争条項の認定基準を明確化、また私的独占規制を視野に入れるなど処罰を厳格化しておく必要があるだろう。そして、新たなガイドラインの指針を審決レベルで徹底していくことが望まれる。

第5節 小括 [小林]

以上に鑑みるに、米国では、司法省並びに FTC と知的財産権の排他性を重視する CAFC とで判断が食い違うものの、総じて反トラスト法の運用は緩やかであると解される。一方、欧州の競争政策においては、知的財産権の行使がどこから濫用に当たるのか、その基準が曖昧である。我が国の独禁政策では、より厳しい違法類型に当てはまるケースを、そのように判断せず、排除措置も十分でないために、企業側の「やり得」感が否めない。すなわち、各国ともに、ハイテク産業における知的財産権と競争法の交錯状況を打開できていないのが実状である。

⁹¹ MS 社と OEM 業者双方が当該特許を利用可能であるとしても、MS 社が膨大な数の特許技術にアクセスできることを考えれば、MS 社による特許の事実上の独占状態にあるといっても過言ではない。

第4章 競争法による標準化活動の 取り扱いー パテントプールと協調 的競争

第1節 概説 [高倉]

第3章では、単独企業による標準化活動が独占禁止法上問題となるケースに関して検討した。一方で、複数の企業が協調的に標準化活動をする場合でも独占禁止法上問題となる場合がある。

フォーラムやコンソーシアムなど、複数の事業者が共同で標準化機関を設ける際には、パテントプールが形成されることが多い。これは、知的財産権が排他的独占権を有しているため、ある権利技術等を利用するためには、権利者から実施許諾を受ける必要があるが、必要な特許すべてを個別に許諾してもらうことは大変面倒であるため、お互いに必要とする特許を持ち合うことにより、権利処理の円滑化を図るものである。また、消費者利益の観点からも、標準規格を早期確立に果たす役割は大きい。しかし、このようなメリットがある一方で、パテントプールの形成にあたっては、形成時、形成後の行動、形成後から標準獲得後の行動までという各段階で、パテントプールやその参加企業が競争法上の問題を惹起することがある。

本章では、パテントプールの基本構造を説明したうえで、パテントプールを形成した企業連合の行動が競争法上問題となった事例を検討し、ハイテク産業の技術標準をめぐる協調的企業行動規制に関する現状と解釈の方針を示す。

第2節 標準化に伴うパテントプールの形成・運営 [小林]

前述したように、ハイテク産業で製品開発を行うにあたっては、特許権等の知的財産権保護技術が多数利用されるが、単独事業者が開発に必要なすべての特許権を所有していることは稀であり、通常は多くの企業に分散している。そのため、当該事業者が新製品の研究開発を行うためには、自社の非所有権利を有する外部の特許権者から個別に実施許諾を受けるなど、何らかの方法で対策をとる必要に迫られる。しかし、規格の標準化を目指すハイテク産業では、規格技術に係る特許権を有する者が多数存在することため、規格策定から製品開発・生産までに複雑な権利処理が必要であり、これを個別交渉による場合に要する膨大な労力・費用は、当該規格を採用した

製品市場の迅速な立上げや、需要拡大を阻害するおそれが強い⁹²、当該事業者の経営に深刻な影響を与えかねない。このように、個別交渉による解決には限界がある。

このような問題を解決するために採用される枠組みがパテントプールである。独占禁止法に係る特許・ノウハウライセンス・ガイドラインにおいて、パテントプールとは、「特許等の複数の権利者が、それぞれの所有する特許等又は特許等のライセンスをする権限を一定の企業体や組織体（その組織の形態には様々なものがあり、また、その組織を新たに設立する場合や既存の組織が利用される場合があり得る。）に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるもの」と定義されている⁹³。多くの企業に分散した知的財産権を集約し、定型条件でプール内外企業にライセンスするため、パテントプールは知的財産権の利用を拡大する機能を有する⁹⁴。

ハイテク産業では、各企業が多数のクロス・ライセンス⁹⁵を締結しなければならないが、その条件交渉に要する取引コストは莫大であるうえ、権利侵害を争う訴訟が頻発する。そこで、クロス・ライセンス契約を個別に締結せずに、業界企業が権利を集結して定型条件で利用すれば、ライセンス条件を個別に交渉する手間を省くことができるほか、権利侵害訴訟のリスクも回避できる⁹⁶。

また、補完品を開発する際には、特定の技術的仕様にロックインされた状況を利用して、特許権者がライセンス料を吊り上げるなど機会主義的行動に出ることが懸念され、補完品の開発に係る投資が過小になることがある⁹⁷。しかし、パテントプールが形成され、合理的なライセンス料を確実に受けられるようになれば、この「ホールドアップ問題」は解消され投資が促進される。さらに、組み合わせて利用される特許については、複数の特許権者が個別に料金を設定する場合に比べて、プールで共同利潤を最大化するように料金設定をするほうが、累積ライセンス料が減少するという傾向がある⁹⁸。このように、パテントプールは、標準普及と競争促進に役立つものといえる。

従来から、様々な目的・分野でパテントプールが形成されているが、標準の普及を明示的な目的とするものが登場したのは、比較的最近のことである⁹⁹。標準技術をカバーするパテントプールの審査例はまだ少ないが、米国司法省反トラスト局の認可を得たパテントプールの事例を概観し、大規模パテントプールの典型的性格を見ておく。

① MPEG-LA

マルチメディア用情報圧縮伸張技術「MPEG-2」に関わる特許のプールがある。これは、富士通・松下・フィリップス等 9 社とコロンビア大学が計画し、標準規格の採用にとってライセンスが不可欠となる特許(必須特許)を参加企業に拠出してもらい、そのライセンスを一括して実施することにより、国際技術標準の早期形成を目指すものであった。さらに、特許拠出者からの資金提供を受けて、サブ・ライセンス交渉、契約締結、特許権の実施許諾、サブ・ライセンシーに対する訴訟等の業務を遂行するプール管理機構として、MPEG-LA(MPEG License

⁹² 公正取引委員会「規格の標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(2005年6月29日)1頁を参照。Available at <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/05.june/05062902.pdf> (Last access 2005/11/13)

⁹³ 公正取引委員会「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(1999年7月30日)第3-2-(2)-ウを参照。Available at http://www.meti.go.jp/policy/kyoso_funso/pdf/tokkyo.pdf (Last access 2005/11/13)

⁹⁴ 滝川・前掲注(8)275頁を参照。

⁹⁵ 新製品開発に際して先行企業の先行特許と後発企業の改良特許が互いに阻止しあう状況(「ブロッキング・パテント」)を防ぐため、相互に知的財産権をライセンスすることで、互いがライセンサーであり、ライセンシーでもあるような取引関係が生じることを「クロスライセンス」とよぶ。

⁹⁶ 滝川・前掲注(8)277頁を参照。

⁹⁷ 和久井理子「技術標準化、パテントプールと独禁法」日本工業所有法学会編『知的財産と先使用权』(有斐閣、2003)45頁を参照。

⁹⁸ 和久井・前掲注(100)45頁を参照。

⁹⁹ 和久井・前掲注(100)42頁以下を参照。

Administrator) が設立された。MPEG-LA は、希望する者すべてにサブライセンスを行い、その対価は製品数をベースとして、非差別的に課される。集められた実施料は、製造・販売の国別に仕分けされ、各国で特許権者が有する特許件数に応じて、特許権者に配分される¹⁰⁰ことになる。

② DVD3C と DVD6C

エレクトロニクス関連 10 社による DVD コンソーシアムを基礎として、そのオープン化が図られたものである。当初、コンソーシアム参加企業である 10 社によって運営される予定であったが、トムソンが独自ライセンスの方針を採用したほか、フィリップス、ソニー、パイオニア (DVD3C と呼ばれる) が脱退して独自にプール設立を目指したため、残る 6 社 (DVD6C と呼ばれる) でプールが設立された¹⁰¹。これにより、現在は 2 つのプールが存在しており、MPEG-LA のような統一機関の設立には成功していない。各プールに独立した管理機構が存在しておらず、DVD-ROM および DVD ビデオ・フォーマットに係る標準規格採用に不可欠な特許権を集積し、DVD3C ではフィリップス、DVD6C では東芝に対して、他の特許拠出者が非排他的サブライセンスを付与して、希望者すべてに特許権を一括ライセンスする形態が採用されている。

両者に共通していることは、①標準化に不可欠な補完的特許のみが取り上げられ、代替性のある特許は除かれていること、②希望企業すべてに無差別かつ合理的な条件でライセンスしていることである。

③ 3G

第 3 世代携帯電話の送信技術 (3G 規格) に関するパテントプールであり、プラットフォーム方式が採用されている。このプールでは、3G 規格の異なる技術に対応する 5 つの独立プラットフォームが並立し、それらの相互関係を調整するために共通管理会社が設立されている。このシステムの下では、プラットフォーム共通のライセンス料の設定や一括ライセンスを行わず、具体的なライセンス料額は、ライセンサーとライセンシーの個別交渉によって決まるため、プール参加企業の自由度が前述 2 つのプールよりも格段に増していることが特徴である¹⁰²。

さらに、このプールは、情報流用のおそれのない第三者機関 (特許評価機構) に、特許の必須性審査を委ねている¹⁰³。従来は、情報流用の懸念や特許の価値評価のミスマッチにより、技術移転が妨げられることが多かったが、このプールのような精密な価値評価システムを採用すれば、効率的な技術移転が促進され、技術にロックインされた後の地位濫用の問題も緩和されるだろう¹⁰⁴。

以上の典型例からは、パテントプールによるライセンスの一括交渉は魅力的に映るが、パテントプールは、新規参入者の排除や参加企業への様々な拘束を通じて、一部の企業の市場支配力拡大の手段として用いられ、強い競争制限効果をもたらすおそれもある。次項以降では、この問題について検討する。

¹⁰⁰ 和久井理子「技術標準化、パテントプールと独禁法」法学雑誌 (大阪市立大学) 49 巻 3 号 (2002) 5 頁参照。

¹⁰¹ ライセンス委員会第 4 小委員会「標準化技術の有償ライセンス」知財管理 52 巻 4 号 (2002) 482 頁参照。

¹⁰² 滝川・前掲注 (8) 282 頁を参照。

¹⁰³ 審査は、特許評価機構によって選任された評価人によって行われ、3G 技術分野に精通した中立的な弁護士、弁理士等が想定されている。また、特許権者の裁量により、評価人に助言する専門家を新たに加えることも可能である。詳細は、ライセンス委員会第 4 小委員会・前掲注 (104) を参照。

¹⁰⁴ 和久井・前掲注 (103) 15 頁を参照。

第3節 各国独占禁止法の考え方

(1) アメリカ [高倉]

では、反トラスト法とパテントプールの関係について見てみることにする。パテントプールが反トラスト法上問題となる場合には、主としてシャーマン法 1 条が問題となり、これは 2 条と同様に包括的な規定で¹⁰⁵、判例の集積によって明確化されてきた。またこの行為類型も知的財産権ガイドラインの対象であり、これを基にして、以後の司法省反トラスト局と FTC の運用がなされている。知的財産権ガイドラインの考えかたに関しては、第 3 章の反トラスト法と単独の取引拒絶の部分で述べた通りであるので、ここでは主にアメリカのパテントプールに関する裁判例を確認することにする。なお、知的財産ガイドラインは「当然違法」になる類型を挙げているが、そのほとんどはシャーマン法 1 条の射程である。しかしながら、「当然違法」となるような協調的行動の場合でも、「経済活動の効率性を促進する統合に問題の制限が貢献することができるか」について判断して、合理の原則で判断する場合がある¹⁰⁶。この点、2000 年に米国司法省反トラスト局が公表した「競争者間の提携に関する反トラスト・ガイドライン」¹⁰⁷(以下、競争者間協調ガイドライン)も、数量制限や価格制限といった従来では「当然違法」型の行為について合理の原則で判断することを示しており、知的財産法に関連していなくとも、合理の原則で反競争性を判断するのが主流になりつつあることを示している。

なお、パテントプールに関する知的財産権ガイドラインの考え方は、アメリカ司法省が、最近提案された 3 つのパテントプールを審査し承認したビジネス・レビュー・レター¹⁰⁸を鑑みるに、(1)提案されているライセンス計画が補完的な特許権を統合するものとなるのか否か、(2)そうであるならば、その結果生ずる競争促進的利益が当該計画の他の側面によってもたらされる競争制限的弊害によって凌駕されることとなるのか否か、という基準に集約されてきていると考えられている¹⁰⁹。こうして認証されたものの具体的なものとして、上述の MPEG-LA パテントプール、DVD3C パテントプール、DVD6C パテントプールである。

では、裁判例を見ていくことにする。パテントプールが直接問題となった事件は近時では見当たらないため、パテントプールに付随して作られる可能性が高いジョイント・ベンチャーに関しての違法性判断基準を示した NCAA 事件最高裁判決¹¹⁰を中心に取り上げる。

本件はシャーマン法 1 条に関わる事案であり、被告たる全米大学体育協会(NCAA)はジョイント・ベンチャーであり、フットボールの放映の価値を高めるために、大学間フットボールの試合の総放映量を制限し、一大学あたりの放映量に関しても制限を設け、ABC と CBS に一定数の試合を排他的にテレビ放映する権利を与えるなどした。この制度に反した大学に対して懲戒処分をとる旨宣言したところ、原告が訴訟を提起した。

¹⁰⁵ シャーマン法 1 条は実体的な部分として「州間もしくは外国との取引または通商を制限するすべての契約、トラストその他の形態による結合または共謀は、これを違法とする」と定めている。訳については、村上政博『アメリカ独占禁止法 第二版』(弘文堂、2002)10 頁を参照。

¹⁰⁶ 金子他・前掲注(47)80 頁以下。

¹⁰⁷ U.S. Department of Justice and Federal Trade Commission, *Antitrust Guidelines for Collaborations among Competitors* (2000 年 4 月) を参照。Available at <http://www.ftc.gov/os/2000/04/ftcdojguidelines.pdf> (Last access 2005/11/13) 訳については、金子晃＝佐藤潤「競争者間の提携に関する反トラスト・ガイドライン」法学研究(慶應義塾大学)75 巻 11 号(2002)33 頁以下を参照。

¹⁰⁸ 米国企業が、当該パテントプールが反トラスト法に違反しないことを司法省反トラスト局に確認した場合に、その判断について企業に送付されるもの。

¹⁰⁹ 根岸哲「反トラスト法とパテントプール— 歴史的素描」小野冒延先生古稀記念論文集刊行事務局編『小野冒延先生古稀記念論文集』(青林書院、2002) 818 頁以下を参照。

¹¹⁰ *National Collegiate Athletic Association v. Broad of Regent of the University of Oklahoma*, 468 U.S. 85 (1984) 事件概要については、村上政博『アメリカ独占禁止法 第二版』(弘文堂、2002) 49 頁以下を参照。

最高裁は、被告の行為は、「当然違法」たる価格協定、数量制限協定に該当するが、その協定が大学フットボールの試合という商品を供給していくために競争制限が不可欠である業界で生み出されたものであるから、合理の原則によって違法性判断を行うとした。

ジョイント・ベンチャーに関する先例であるブロードキャスト・ミュージック事件最高裁判決¹¹¹も一見「当然違法」たる価格協定に該当するが「現実のまたは潜在的な競争者間の価格に影響を及ぼすすべての取り決めは、当然にシャーマン法に違反する、あるいは不当な制限に該当するというわけではない」¹¹²と反示して合理の原則で判断しており、その点先例に整合的である。

その上で、具体的な事実に当てはめた結果、高価格に維持され、さらに数量が制限されていることから、一般消費者の利益に適うことがなく、被告が競争制限的效果を上回るだけの正当化事由について主張・立証することが出来なかったため、シャーマン法 1 条に違反するとされた。

ブロードキャスト・ミュージック事件最高裁判決および NCAA 事件最高裁判決は、合理の原則で判断したが、しかし本来の合理の原則で求められたような全面的な市場分析を求めることなく、被告が競争制限的效果を上回るだけの正当化事由を主張・立証できる場合にシャーマン法 1 条違反にならないとし、これを「簡略化された合理の原則」という¹¹³。この判断基準は、後のインディアナ州医師連盟事件最高裁判決¹¹⁴でも踏襲されている。いずれにせよ、ここで重要なのは、ジョイント・ベンチャーによる行為が「当然違法」で判断される余地が小さいということである。ジョイント・ベンチャーには競争制限的效果よりも、競争促進的效果があると考えられるためである。

さらに、これに関連づけて、米国におけるパテントプールの競争法上の違法性判断について以下言及する。パテントプールは本来的に排他性を有する知的財産権が関係するため、反トラスト法に違反するかどうかの判断は上述の事例に比べて、より緩やかに行われるものと解され、合法となる可能性が高く、さらに CAFC たる知的財産権に優位性を持たせた判断を行う裁判所の存在により、特許権行使の合法可能性はより高まると考えられる。

知的財産権ガイドラインや競争者間協調ガイドラインは具体的な行為の違法性判断につき、記述を繰り返し広げているが、上記最高裁、控訴審、控訴裁の判断基準に鑑みるに、パテントプールにおいて違法の疑いがあるとされるような行為を行ったとしても、合理の原則によって合法となる余地が十分にあり、その意味ではガイドラインの存在は必ずしも絶対的なものでないとも考えうるだろう。

(2)EU [大洞]

¹¹¹ Broadcast Music, Inc. v. Columbia Broadcasting System, 441 U.S. 1 (1979)

¹¹² Broadcast Music, Inc. v. Columbia Broadcasting System, 441 U.S. 123 (1979)

¹¹³ 詳しくは、田村次朗「連邦最高裁判例に見る米国反トラスト法の当然違法と合理の原則の関係」慶應義塾大学法学部法律学科編『慶應義塾大学法学部法律学科開設百周年記念論文集 法律学科篇』（慶應義塾大学法学部, 1990）551 頁以下参照のこと。

¹¹⁴ Federal Trade Commission v. Indiana Federation of Dentists, 106 S. Ct 2009 (1986)

EC 競争法において共同行為を禁止するのは EC 条約 81 条¹¹⁵である。同条は、アメリカ反トラスト法、または日本の独占禁止法のように「……による結合又は共謀は、これを違法とする」(米国反トラスト法)や「(2 条 6 項で定義される)不当な取引制限をしてはならない」(独占禁止法)という形式で規定するのみならず、同条 3 項において適用除外規定を置いている。これは仮に「加盟国間の通商に影響を与えるおそれがあり、かつ共同体市場における競争を妨害し、制限し又は歪曲する目的を有し又は効果をもたらす協定、事業者団体の決定及び協調行為」であったとしても、①商品の生産もしくは販売の改善又は技術もしくは経済発展の促進に役立ち、②同時にその結果生ずる利益を消費者にも公平に還元(分配)するものであって、③この目的達成上必要不可欠でない制限を参加事業者に課していないこと、また④当該商品の実質的(相当)部分において、参加事業者間の競争を排除する可能性をもたらさないこと、という 4 要件が備われば当該協定・協調行為は EC 競争法上問題とならないという意味を持つ。すると当然に、この 4 要件を充足するとき、即ち適用除外となる場合はどのようなケースなのかということが問題になる。

そこで EU 競争当局(コミッション)はこの適用除外規定を、新たに EU 規則を制定するという方法で具体化している。具体的には、過去実際に制定されたものとして、「排他的販売契約に関する一括適用免除規則」、「共同研究開発に関する一括適用免除規則」、「ノウハウライセンス契約に関する一括適用免除規則」等がある¹¹⁶が、そのうちの一つに「技術移転契約の一括適用免除規則(TTBER)」¹¹⁷がある。これは今回我々が考察しているハイテク産業における競争政策に対する EU 競争当局の方針を示したものと考えられるためその内容を見ていくこととする。

EU コミッションが策定する「一括適用免除規定」には黒条項・白条項・灰色条項という数種類の規定がある。黒条項とは違法条項のことであり、「81 条 1 項該当のおそれがあり、かつ 3 項によっても 1 項の適用を免除されないもの」である。また白条項とは合法条項を示し、「原則として 81 条 1 項に該当しないが、例外的に 81 条 1 項に該当しても 3 項により 1 項の適用を免除されるもの」である。最後に灰色条項とは適用免除条項であり、「1 項に該当するおそれがあるが、3 項によって適用が免除されるもの」である。¹¹⁸

「技術移転契約の一括適用免除規則(TTBER)」は同規則 4 条「Hardcore Restrictions」(黒条項)で、契約相手が競争者である際は、「第三者に対して販売する際の価格制限(a 項)」・「(ライセン

¹¹⁵ EC 条約 81 条

「(1)加盟国間の通商に影響を与えるおそれがあり、かつ共同体市場における競争を妨害し、制限し又は歪曲する目的を有し又は効果をもたらす協定、事業者団体の決定及び協調行為は共同市場と両立しないものとして禁止されるものとする。とりわけ、次の各号の位置に該当するものは禁止される。

(a)直接又は間接に、購入もしくは販売価格またはその他の取引条件を固定すること

(b)生産、販売、技術開発又は投資を制限又は統制すること

(c)市場又は供給源を分割すること

(d)同等の取引を行う相手方に対して異なる条件を課して、相手方を競争上不利益な立場におくこと

(e)商品の特質又は商業上の用途に照らして、契約の対象と関連を有しない付加的な義務を相手方が受託することを契約締結の条件とすること

(2)本条の規定により禁止される協定及び決定は自動的に無効である。

(3)ただし、次に掲げるものについては、第 1 項の規定を適用しない旨宣言することがある。

—事業者間の協定又は一定類型の協定

—事業者団体の決定又は一定類型の決定

—協調行為又は一定類型の協調行為

であって、商品の生産もしくは販売の改善又は技術もしくは経済発展の促進に役立ち、同時にその結果生ずる利益を消費者にも公平に還元(分配)するものであり、かつ次の各号の一に該当しないもの。

(a)前記の目的達成上必要不可欠でない制限を参加事業者に課すこと

(b)当該商品の実質的(相当)部分において、参加事業者間の競争を排除する可能性をもたらすこと」

¹¹⁶ 村上・前掲注(68)71 頁・表 2 を参照。

¹¹⁷ COMMISSION REGULATION (EC) No 772/2004 of 27 April 2004 on the application of Article 81(3) of the Treaty to categories of technology transfer agreements Available at http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2004/l_123/l_12320040427en00110017.pdf (Last access 2005/11/13)

¹¹⁸ 村上・前掲注(68)69 頁を参照。

シーに対して課されるもの以外の)生産量制限(b 項)・「(分野制限、生産/積極販売地域制限、セカンド・ソーシングの場合以外の)販売市場・顧客割当(c 項)・「(第三者への情報漏れを防ぐために必要不可欠でない場合の)独自技術の開拓・RD 制限(d 項)」を、そして契約相手が競争者でない場合については、「第三者に対する価格制限(a 項)・「(1 号ないし 6 号に掲げられた場合以外の)消極的販売地域制限・顧客制限(b 項)・「事業活動の制限及び選択的配置システム、あるいはリテールレベルで行われるライセンスによる消極的販売(c 項)」が 81 条 1 項に該当し、適用免除もない旨規定している。

次に灰色条項として同規則 5 条は次のものを規定する。即ち「(直接的・非直接的)ライセンスへの排他的グラントバック義務(a 号)・「(直接的・非直接的)ライセンスへのアサインバック義務(b 号)・「(直接的・非直接的)ライセンスへの非競争義務(c 号)・「契約相手が競争者でない場合において、(第三者への情報漏れを防ぐために必要不可欠でない場合の)独自技術の開拓・RD 制限(2 項)」である。

ではパテントプールについて EC 競争当局はどのような方針をとっているのでしょうか。「技術移転契約の一括適用免除規則(TTBER)」は同規則前文 7 項でパテントプールの形成及びその協定には適用範囲外としている。そこで次にガイドラインを参照してみることにする。EC 競争当局は技術移転契約における 81 条 1 項及び 3 項の適用についてガイドラインを発表しており¹¹⁹、「代替製品のプールへの包含は競争法 81 条 1 項違反を構成し、多くの代替製品によってプールが形成される場合には 81 条 3 項も適用されない¹²⁰」(同ガイドライン 219 節)等と EC 競争法との関係について部分的には示されているが、それ以外の条項については具体性に欠け、考え方が示されているのみであり違法類型が必ずしも明確化されているとは考えにくい¹²¹。

第4節 日本 [小林]

ここでは、我が国において、パテントプールと独占禁止法の関わりに焦点を当てた先例として二つの事件を取り上げ、それら審判決への評価並びに求められる違法性判断の提示を行ったうえで、あるべきパテントプール規制の姿を考えていきたい。

(1) ぱちんこ機パテントプール事件¹²²

ぱちんこ機の製造分野において、技術開発能力に優れ製造に関する多くの特許権を所有する 10 社、及びぱちんこ機に関する工業所有権の取得、売買、実施権の設定・許諾等に関する事業を営むことを目的に設立された(株)日本遊技機特許運営連盟(以下、特許連盟)は、ともに、市場占拠率確保・価格競争回避の体制を維持するため、買収等による参入を抑止し、さらに特許権の集積に努めて参入障壁を強化することとしたうえ、参入希望者に対して当該特許権の実施許諾を行わないことを取り決めた¹²³。それにより、ぱちんこ機の製造分野への参入を排除する旨の方針を確

¹¹⁹ COMMISSION NOTICE Guidelines on the application of Article 81 of the EC Treaty to technology transfer agreements (2004/C 101) 2 頁 Available at http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2004/c_101/c_10120040427en00020042.pdf (Last access 2005/11/13)

¹²⁰ COMMISSION NOTICE Guidelines on the application of Article 81 of the EC Treaty to technology transfer agreements (2004/C 101) 37 頁 219 より抜粋(訳は筆者)

¹²¹ COMMISSION NOTICE Guidelines on the application of Article 81 of the EC Treaty to technology transfer agreements (2004/C 101) 36 頁以下、4. Technology pools の項を参照。

¹²² ぱちんこ機パテントプール事件(公取委平成 9 年 8 月 6 日勧告審決、審決集第 44 巻 238 頁以下)を参照。

¹²³ 10 社は、ぱちんこ機製造分野においてシェアのほとんどを占めており、特許プールを運営する特許連盟の株式の過半数所有等を通して、その実施許諾業務に実質的に関与している。また、特許連盟が所有・管理運営する特許権は、製造上重要な権利であり、これらの実施を受けることなく風営法に基づくスタンダードに適合する製品を製造するのは困難な状況にあった。

認し、現実に参加を排除している¹²⁴。具体的には、特許連盟の所有する特許を実施許諾してほしいとの非組合員の要請を拒否したため、当該業者はぱちんこ機の製造を開始できないでいる。また、その他ぱちんこ機の製造販売を希望する業者も、実施許諾は困難であるとの認識の下で要請を断念しているのが実情であった。

公取委はこれに対して、10 社及びプールの実施拒絶は、ぱちんこ機を製造しようとする者の事業活動を排除し、当該分野における競争を実質的に制限するものであり、これは独占禁止法 21 条の特許法等による権利行使とは認められないとし、2 条 5 項の私的独占に当たるとした。排除措置は、参加排除に関する取り決めの破棄、今後の参加排除の禁止等である。

本件において、3 条後段の適用はなかったものの競争回避的共同行為への指摘がなされていること、また新規参加排除による競争制限行為に対し 3 条前段の私的独占規制をかけたことに関しては、公取委の判断は評価できる。しかしながら、パテントプールに含まれる特許の性質という観点から抜け落ちていることは問題である。当該プールに含まれる特許が規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許(以下、必須特許)のみの場合とそうでない場合とでは大きく異なる。今年に入って公取委が公表した「標準化に関わるパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」において、必須特許とはいえない特許が合理的理由なくプールに含まれている場合に生ずる弊害について言及されている。すなわち、①「パテントプールに含まれる特許が相互に代替的な関係にある場合(以下、このような関係にある特許を代替特許という)、これらの特許はライセンス条件等で競争関係に立つことから、パテントプールに含められライセンス条件が一定とされることにより、これらの代替特許間の競争が制限され¹²⁵」たり、②「パテントプールに含まれる特許は相互に代替的な関係にない場合であっても、パテントプールに含まれる特許が当該プール外の特許と代替的な関係にある場合、必須特許と一括してライセンスされることにより、当該プール外の代替特許は、容易にライセンス先を見いだすことができなくなり、技術市場から排除される¹²⁶」といったケースが想定されている。

先述したように、補完的関係を有する特許のみを集め、代替的特許を含めないことは、米国司法省による認可の際の重要な要件の一つであり、MPEG-2、DVD、3G いずれのパテントプールもこれを満たしている。しかし、プールの性質に対する認識不足のためか、本件審決では、ぱちんこ機製造業界を覆う規模になったプールがパチンコ機製造のための重要な特許ばかりを備えていたという面のみが強調されており、実際にプール参加各社が必須特許以外にも代替特許を提出して相互に競争を制限していなかったか、あるいはプール内改良特許と代替的な関係にあるプール外企業の特許がプールによる必須特許との一括ライセンスによって排除されてはいなかったか、という検討にまで及んでいない。その他にも、そもそものプール形成の経緯はどのようなものであったか、技術改良がパテントプールによって本当に促進されていたか、技術間の競争が停止されていなかったか、といったプール自体の必要性については審決では明らかにされなかった。よって、本件における公取委の判断は甘かったといえ、以上の実態が明らかにされていれば、少なくともプール内特許をプール外企業へ合理的な額で強制的に実施許諾させる程度の措置は下されたのではないだろうか。あるいは、特許の共同管理を一時的に停止させる、プールの解散を命じるなどより厳しい措置であったとしても一向に不思議ではない。

(2)パチスロ機パテントプール事件¹²⁷

¹²⁴ 当時、他業種からの進出の試みが活発化しており、他方で、特許連盟が所有・管理運営する特許権の数が減少し参加障壁が弱まりつつあったことで、既存のぱちんこ機製造業者の利益が大きく損なわれることが危惧されていた。

¹²⁵ 公正取引委員会「標準化に関わるパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(平成 17 年 6 月 29 日)6 頁以下より引用。Available at <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/05.june/05062902.pdf> (Last access 2005/11/13)

¹²⁶ 公取委・前掲注(128)7 頁より引用。

¹²⁷ パチスロ機パテントプール事件(平成 15 年 6 月 4 日東京高裁第 3 民事部判決)を参照。Available at <http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/Listview01/66F8CF2639BC753149256DB3000DDC8F?OpenDocument> (Last access 2005/11/13)

東京高裁が下した本判決は、ぱちんこ機に類似した商品であるが別個に形成されたパチスロ機の特許プールについて、前述の公取委の勧告審決とは反対の結論を示したものである。

パチスロ業界各社間の特許権の利害調整を行うために設立された日本電動式遊技機特許株式会社(以下、日電特許)は、特許プール方式で特許権の管理を行っていた¹²⁸。日電特許は、日本電動式遊技機工業協同組合(以下、日電協)の組合員 21 社が均等出資して株主となっている。ただし、うち 16 社は特許権を保有していない。本件特許プールの参加者によるパチスロ機販売シェアは、1994 年から 97 年にかけてほぼ 100%であり、1997 年 3 月までに 13 社の新規参入希望者があったが、いずれも日電協への加盟が認められず、日電特許から再実施許諾を受けることができなかった。また、プール非参加者のある製造業者は、パチスロ機の検定を通過し販売可能となったが、日電特許がパチスロ機の需要者に対して、日電特許からの再実施許諾を受けていないメーカーからは購入しないよう通告したために、当該製造業者はごくわずかの台数のパチスロ機しか販売できなかった。

以上のような事実が認められたにも拘らず、東京高裁判決は、パチスロ機特許プールが、ぱちんこ機特許プールとは目的・組織形態が異なるものであり、独占禁止法 21 条の適用除外に該当し、原則として独占禁止法の適用を受けないと判断している。その根拠は、①本件特許プールが、メーカー間の特許権をめぐる紛争を未然に防止し、業界の自立と健全な発達を目指すとの目的に立つこと、②新規参入希望者に対して行われる審査が厳しく容易に参加できないという実情については、激しい競争の下で、業界が不正機の製造・販売に走るおそれがあり、日電特許においてかかる業者を排除する必要があったこと、③プール内で、販売数量制限や販売価格規制といった内部規制の存在、あるいは新規参入を防止する方針に関する合意を認めるに足る証拠がないこと、の三つに大別できる。

しかしながら、①について、本件特許プールの目的を特許権の紛争解決に求めるならば、特許権を保有する 5 社のみをプールのメンバーとすれば十分であり、残りの 16 社の存在意義は不明確である。②については、パチスロ機の検定機関による規制では不正機の排除が十分ではないことが立証されない限り、不正機排除の目的で検定を通過した業者にまで実施許諾を拒絶することは決して許容されないであろう。また、③に関しては、確かにプールの形式面において目立った反競争的取り決めは見られないかもしれない。しかし、以上の①,②に加え、13 社が日電協に加入して、プールによる実施許諾を受けることを希望したものの全社が拒まれた事実をもってすれば、プールの実際の運用面において、プール内企業間の競争回避、プール外企業への競争排除が行われたことは明らかである。

ここで、独占禁止法 21 条の趣旨を確認しておきたい。21 条は、知的財産権の「権利の行使と認められる行為」に該当する事業活動には独占禁止法が適用されないと規定する。これに対し、特許・ノウハウガイドラインは、特許法等による「権利の行使」とみられるような行為であっても、当該行為が不当な取引制限や私的独占の一環として利用され、発明を奨励すること等を目的とする技術保護制度の趣旨を逸脱する場合には、「権利の行使と認められる行為」とは評価されず、独占禁止法が適用されることを確認する趣旨で同規定が設けられたとしている¹²⁹。このことは、特許権の排他性・拘束性が保障の限度を超える場合には、独占禁止法が、無体財産権を一般の有体物についての財産権と同一のものとして取り扱うことを意味するものである。

そうであるならば、本件のように、よりよい技術発展のために特許権を共同管理するというよりは、業界各社の既得権益を保護し、持ちつ持たれつの馴れ合い体質を維持する目的でプールが用いられ、実施許諾の拒絶行為やプール参加者に対する拘束行為が行われているケースでは、た

その他、長澤哲也「特許プールの独禁法上の問題点」NBL773号(2003)26頁以下、谷原修身「パチスロ機に関する特許プールが独占禁止法に違反しないとされた事例」金融・商事判例1192号(2004)60頁以下、評釈記載の事実概要を参考にした。

¹²⁸ プール参加者である特許権者が、日電特許との間でその特許権につき再実施許諾権つきの実施許諾契約を締結し、プールに参加している各パチスロ業者との間で再実施許諾契約を締結する、という方式である。

¹²⁹ 公正取引委員会「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(1999)第2・2より引用。

とえそれらの行為が形式的には「権利の行使」に該当するよう見えても、その目的は本来の技術保護制度の趣旨を逸脱するものであるため、21 条の適用除外を認めるべきではない。東京高裁の判断は形式面にとらわれすぎたものといえる。

以上が我が国のパテントプール規制の現状に対する考察であるが、根本的な問題として、プールが反競争的目的のために利用される傾向にあることが指摘できよう。「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」も、パテントプールが違法となりうる様々な場面を想定しているものの、現状の改善策は提示していない。技術の保護・発展の目的に役立つプールを普及させるためには、プールの要件の一層の厳格化を図る必要がある。具体的には、ライセンサーとライセンシーの間に個別的な交渉を認めさせること、ある業界で支配的標準を形成するプールには全ての希望企業に対し合理的な額で無差別に実施許諾を義務付けること等である。この点、EU 競争当局の発表したガイドライン¹³⁰が「プールが市場において支配的な地位にあるとき、ロイヤルティや他のライセンス条件は公平で無差別的、かつライセンスは排他的であってはならない」(同ガイドライン 226 節)としていることは評価できる。さらに、可能であれば、それらを実効的に行うために、企業結合規制に倣って、公取委の審査を経て初めてパテントプールとして認可されるような事前届出制度を導入すること、そして、認可されたプールの運営について定期的な報告体制・公取委側からの監視体制を確立していくことが望ましいといえるだろう。

第5節 小括 [小林]

以上に鑑みるに、パテントプールの競争政策上の取扱いに関しては、日米欧三者三様であるといえる。米国においては、ビジネス・レビュー・レターの基準を見るにパテントプールは合法とされる可能性が高く、ジョイント・ベンチャーに関しても同様である。他方、欧州においては 81 条 3 項による一括適用免除規定の適用はされず、個別具体的な規制を受ける。ただしガイドラインにおいて EC 条約 81 条に整合的なパテントプールのあり方が模索されているが、未だ曖昧な点を多く残している。翻って我が国では、近年ハイテク分野に関するパテントプールのケースがいくつか登場しており、技術保護制度の趣旨を逸脱する場合には適用除外とならないという判断基準がほぼ確立している。しかし、プールの性質に関する審査が粗く、またプールの形式面にとらわれすぎることから、実効的な規制がなされていないのが現状である。

¹³⁰ COMMISSION NOTICE Guidelines on the application of Article 81 of the EC Treaty to technology transfer agreements (2004/C 101) 38 頁 226 より抜粋(訳は筆者)

第5章 結論— 政策提言

ここまでの議論を総括することにする。まず第1章と第2章で、ハイテク産業について、知的財産権と競争法は相対する場合があります、それは独占禁止法21条で調整されるということを示した。そして第3章と第4章で、具体的な行為類型として単独のデファクト・スタンダード獲得者が行為する場合と、パテントプールを形成する際の協調的競争の場合を検討した。それぞれの行為類型に関して検討したところ、各国競争当局は曖昧または緩い規制によって競争法違反の疑いある行為を、合法と考えてきた。

ここで議論の本質に立ち戻ってみたい。知的財産権も競争法も正当な独占は認めるところであるが、それぞれが認める独占は、知的財産権であれば技術の独占であり、競争法であれば市場の独占である。知的財産権の保有者は技術を独占し、それを活用することで市場の独占をすることができ、それは競争法においても許容されることは述べたとおりであって、それによって開発のインセンティブが保たれるということである。換言すれば、技術の独占によって、市場を独占し利益を得るということである。

しかし、ハイテク市場の特性であるネットワーク効果などによって市場が独占された場合には、それ以上知的財産権を独占することが不要な場合も出てくるであろう。そのような場合にまで知的財産権を保護する必要はあるのか。

我々はこれを否、と考える。というのも、一般消費者の利益として考えた場合に、すでに事実上標準となった規格を知的財産権によって独占的に永らえさせる必要はないからである。知的財産権に頼らずとも事実上の標準は、「標準」たりうる。長い目でみれば、知的財産権を進展させることで、産業を進展させることが一般消費者の利益に資すると考えられる。

だとするならば、知的財産権の独占を通じて、市場を独占した場合には、市場の独占を公的に保護した上で、知的財産権の独占を終了させ、それをオープンソースに付したほうが技術開発市場において競争が起こるために有益ではないだろうか。オープンソースに付すことで、その知的財産権からさらに応用特許権や有効な組み合わせが出来てくるであろう。

方法としては、デジュール・スタンダードを事後的に認定するという形をとり、独占事業者にその後の独占も公的に認定しつつ、独占に寄与した知的財産権を強制実施させるというものである。独占事業者は半ば強制的にオープンソースにしなければいけないことになるが、これについては独占の利益に叶う税制上の優遇を与えることによって補償する。具体的には法人税の優遇が妥当であると考えている。しかし、ここには企業価値の中に当該知的財産権の価値が正当に評価され参入されてなければならないという問題がある。これについては、先日経済産業省が公表した「知的財産経営の開示ガイドライン」¹³¹がその評価手法などについて記述しているためこちらを参照すれば大丈夫であろう。他にも独占の利益に関して近時の裁判例がその算出方法に関して判示していたり¹³²、2005年の特許法の改正によりこれが明確になったり、2004年の信託業法の改正で信託可能財産に知的財産権が含まれたりしたことから、自ずと実務段階から明らかになってくると考えられる。

¹³¹ 経済産業省「知的財産経営の開示ガイドライン」(2005年10月14日) Available at <http://www.meti.go.jp/press/20051014003/3-guideline-set.pdf> (Last access 2005/11/13)

¹³² 青色発光ダイオード特許権持分確認請求訴訟第一審判決 東京地裁平成16年1月30日 判例時報1852号36頁

この方法をより具体的に示すと、知的財産権関連法を改正することをもって、無償の通常実施権及び裁定実施権というかたちの強制実施を当該知的財産権者にさせ、使用したい事情者の使用を可能にする、というものである。

以上の方法をとれば、独占事業者は独占の利益を別の形で担保することができ、他の事業者は当該オープンになった知的財産権を無償で使用する事が出来る。その結果、技術革新が進み一般消費者の利益にも資することになる。

この方法の考え方の根底にあるのは憲法 29 条財産権の 2 項であり、この規定のもとで財産権たる知的財産権は公共の福祉に適合するよう求められる。事実上の標準を担う知的財産権は、「標準」である以上、公共財であると考えられるため同条同項の対象となり、法律- この場合は知的財産権関連法- によって制限されるのである。これは上述のпатент・コモンズやオープンソースの考え方と通じるものである。知的財産権は自然発生的なものではなく、産業政策的に発生していると考えるのが現在では一般的であるところ¹³³、これが法律によって制限されることは特に問題ないであろう。さらには憲法 29 条 3 項では「私的財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」と定めているところ、私的財産たる当該知的財産権を先のような方法によって独占企業に補償をしつつ、他の企業に無償で実施することは、同条同項の趣旨に反しない。

パテントプールに関しては、共同で管理する多数の必須特許をオープンソースに付することはプールの存在意義を否定しかねず、現実的でない。しかし、業界支配的なパテントプールに対して、全ての希望企業への適正な条件でのライセンスを義務付ける等の措置を命じることは、標準の普及という本来のプールの特性を最も望ましい形で生かすことにつながり、また、ライセンスを受けることのリスクを減少させることにより、当該市場への投資が促進され、その競争促進効果は業界全体に波及することになる。そのようにして市場が活性化することは、プール内外の企業にとって大きなプラスとなろう。

知的財産権の重要性は世界中で日に日に高まりを見せている。WTO で、知的財産権の世界的調和を目指すために発足の際に TRIPs 協定が組み込まれたこと、さらに 1999 年にインドの医薬品・農業化学品特許保護に関する事件¹³⁴が WTO で紛争処理解決期間に係ったこと、さらには 2005 年 11 月、猛威が予想される鳥インフルエンザの特効薬に関して、WTO で以前から問題となってきた知的財産権関連の南北問題が再発したこと¹³⁵などがこれを物語っている。

このような状況の下で、知的財産権の保護、開発、発展をわが国も保っていかなければならず、またそれによって工業国たる日本のプレゼンスを高めていく必要があると考える。この考え方は、現在首相官邸が設置する知的財産推進計画が発表している知的財産推進計画 2005¹³⁶の趣旨にも叶う。日本は、国土も狭く天然資源が乏しいことから、資源活用型の産業の発展は一定の限界がある。しかし、人間の頭から無尽蔵に出てくる発見やアイデアといった知的財産に関しては天然資源が乏しいことは関係なく、それに関連する産業の発展には終わりが無い。だからこそ、今、日本は知的財産権の保護、開発、発展の援助を、国を挙げてやるべきではなかろうか。独占の補償という形で支援することこそが、独占事業者と他の事業者間の技術開発市場の競争を発展させると我々は考える。

そして、この方法により競争法上問題となる知的財産権がオープンソースに付されるため、独占禁止法 21 条の問題が惹起されるようなケースも少なくなる。曖昧な境界事例が減少し、競争法上問題であれば直ちに規制をすればよいことになり、運用の明確化にもつながると考えられる。

以上、産業の発展の点からも、競争法上の運用明確化の点からも、本論文の政策提言が実行されることを期待したい。

¹³³ 角田他・前掲注(33)29 頁を参照。

¹³⁴ WT/DS50/AB/R 1998 年 1 月 16 日採択, WT/DS79/R 1998 年 9 月 22 日採択

¹³⁵ 日本経済新聞 2005 年 11 月 5 日付朝刊 7 面を参照。

¹³⁶ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/050610.html> を参照。(Last access 2005/11/13)

参考文献

《参考文献》

- 滝川敏明「パテントプールとライセンス拒絶に対する競争政策」後藤晃・長岡貞男編『知的財産制度とイノベーション』（東京大学出版会、2003）275 頁以下
- 和久井理子「技術標準化、パテントプールと独禁法」法学雑誌(大阪市立大学)49 卷 3 号(2002)1 頁以下
- 和久井理子「技術標準化、パテントプールと独禁法」日本工業所有法学会編『知的財産と先使用权』（有斐閣、2003）41 頁以下
- 滝川敏明『ハイテク産業の知的財産権と独禁法』（財団法人通商産業調査会出版部、2000）序章・6 章・7 章
- ライセンス委員会第 4 小委員会「標準化技術の有償ライセンス」知財管理 52 卷 4 号(2002) 477 頁以下
- 角田政芳・辰巳直彦『知的財産法 第 2 版』（有斐閣、2003）第 1 章・第 23 章
- 金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法』（弘文堂、2004）第 8 章
- 公正取引委員会「規格の標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（2005）
- 公正取引委員会「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（1999）
- 公正取引委員会「技術標準と競争政策に関する研究会報告書」（2001）
- 川濱昇「技術標準と独占禁止法」法学論叢(京都大学)146 卷 3・4 号(2002)115 頁以下
- 正田彬「経済法判例研究会第 85 回(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント事件」ジュリスト 1215 号(2002)176 頁以下
- 根岸哲「反トラスト法とパテントプール- 歴史的素描」小野冒延先生古稀記念論文集刊行事務局編『小野冒延先生古稀記念論文集』（青林書院、2002）818 頁以下
- 村上政博『アメリカ独占禁止法 第二版』（弘文堂、2002）第 1 章・第 2 章
- U.S. Department of Justice and Federal Trade Commission, *Antitrust Guidelines for Collaborations among Competitors* (2000) Available at <http://www.ftc.gov/os/2000/04/ftcdojguidelines.pdf>
- 金子晃＝佐藤潤「競争者間の提携に関する反トラスト・ガイドライン」法学研究(慶應義塾大学)75 卷 11 号(2002)33 頁以下
- U.S. Department of Justice and Federal Trade Commission, *Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property("IP Guidelines")* (1995) Available at <http://www.usdoj.gov/atr/public/guidelines/ipguide.htm>
- 金子晃＝佐藤潤「知的財産権のライセンスに関する知的財産権ガイドライン」法学研究(慶應義塾大学)75 卷 5 号(2002)63 頁以下
- 田村次朗「連邦最高裁判例に見る米国反トラスト法の当然違法と合理の原則の関係」慶應義塾大学法学部法律学科編『慶應義塾大学法学部法律学科開設百周年記念論文集 法

律学科篇』(慶應義塾大学法学部、1990) 551 頁以下

- 和久井理子「技術情報の提供停止による特許ライセンスの強制と競争法- 米国連邦取引委員会・インテル事件の検討-」知財管理 50 巻 8 号(2000)1165 頁以下
- 佐藤一雄『アメリカ反トラスト法- 独占禁止政策の原理とその実践- 』(青林書院, 1998) 第 7 章
- 村上政博『EC 競争法 : EC 独占禁止法』(弘文堂、2001)71 頁以下
- 赤田和博「テレビゲーム市場の実態」
- 山田英夫『デファクト・スタンダードの競争戦略』(白桃書房、2004)165 頁以下
- 村上政博「平成 10 年マイクロソフト社事件勧告審決、抱き合わせについての法適用」NBL676 号(1999)22 頁以下
- 公正取引委員会「独占禁止法研究会報告書」(2003)
- 経済産業省「知的財産経営の開示ガイドライン」(2005)
- COMMISSION REGULATION (EC) No 772/2004 of 27 April 2004 on the application of Article 81(3) of the Treaty to categories of technology transfer agreements(2004) Available at http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2004/l_123/l_12320040427en00110017.pdf
- COMMISSION NOTICE Guidelines on the application of Article 81 of the EC Treaty to technology transfer agreements (2004) Available at http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2004/c_101/c_10120040427en00020042.pdf
- 経済産業省「ソフトウェアの法的保護とイノベーションの促進に関する研究会中間論点整理」(2005)
- 藤野仁三「特許法と反トラスト法の相克」知財管理 54 号 1 巻(2004)47 頁以下
- 東田尚子「反トラスト法における共同研究開発・共同生産の規制- 米国一九九三年国家共同研究・生産法を手掛かりに-」一橋論叢(一橋大学)119 巻 1 号(1998)119 頁以下
- 松下満雄『経済法概説 第 3 版』(東京大学出版会、2002)第 5 章、第 6 章、第 7 章
- 紋谷暢男編『特許法 50 講 第 4 版補訂』(有斐閣、1999)
- 吉藤幸朔『特許法概説 第 13 版補訂』(有斐閣、1998)
- 田村次朗『WTO ガイドブック』(弘文堂、2001)第 10 章
- 正田彬=実方謙二『独占禁止法を学ぶ』(有斐閣、1995)第 1 編第 1 章
- 今村成和・丹宗昭信・実方謙二・厚谷ジョウ児編『注解経済法 [上巻]』(青林書院、1985)3 頁以下
- 小室程夫『ゼミナール国際経済法入門』(日本経済新聞社、2003)第 10 部
- J.H.シェネエフィールド, I.M.ステルツァー著; 金子晃, 佐藤潤訳『アメリカ独占禁止法: 実務と理論 改訂版』(三省堂、2004)

- 宮田由紀夫『共同研究開発と産業政策』（勁草書房、1997）第4章
- 上杉秋則編著『特許・ノウハウライセンス契約と共同研究開発』（社団法人商事法務研究会、1993）
- 末松千尋『オープンソースと次世代 IT 戦略』（日本経済新聞社、2004）第 II 部
- 諏訪園貞明「株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントに対する審判審決について」公正取引 612 号(2001)64 頁以下
- 稗貫俊文「ゲームソフトの再販売価格の拘束・転売と中古ソフトの取扱いの禁止」別冊ジュリスト 161 号(2002)174 頁以下
- 江口公典「ぱちんこ機メーカーの特許プールによる参入の排除」別冊ジュリスト 161 号(2002)22 頁以下
- 田村善之他「知的財産法の基礎知識」法学セミナー603 号(2005)6 頁以下
- 滝川敏明「知的財産権ライセンス拒絶への反トラスト法適用」国際商事法務 27 巻 5 号(1999)502 頁以下
- 滝川敏明「「標準」を巡る競争法と知的財産権(上)」国際商事法務 28 巻 1 号(2000)12 頁以下
- 特許と技術標準委員会「グローバルな競争時代における技術標準と知的財産(2)」知財管理 48 巻 3 号(1998)339 頁以下
- 土井教之編『技術標準と競争 企業戦略と公共政策』（日本経済評論社、2001）第 2 章・第 8 章
- 新宅純二郎・許斐義信・柴田高編『デファクト・スタンダードの本質 技術覇権競争の展開』（有斐閣、2000）第 11 章・第 12 章
- 公正取引委員会「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（1993）
- 公正取引委員会「新たな分野における特許と競争政策に関する研究会報告書について」（2002）
- 公正取引委員会「ソフトウェアライセンス契約等に関する独禁法上の考え方—ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会中間報告書」（2002）
- Federal Trade Commission, *To Promote Innovation ; The Proper Balance of Competition and Patent Law and Policy*, (2003). See <http://permanent.access.gpo.gov/lps9890/lps9890/www.usdoj.gov/atr/public/guidelines/ipguide.htm> (Last access 2005/11/13)
- Herbert Hovenkamp, *Federal antitrust policy: the law of competition and its practice 3rd ed.*, (St. Paul, MN: Thomson/West, 2005) Section 5.5
- 明石芳彦「イノベーション類型、研究開発及び特許制度」日本経済法学会年報 20 号(1999)114 頁以下
- 田村次朗「反トラスト法における当然違法と合理の原則の関係— 価格設定事件を中心に —」経済法学会年報 12 巻(1991)165 頁以下
- 田村次朗「反トラスト法における当然違法と合理の原則の関係について— アリダ教授

の見解を中心に-」法学研究(慶應義塾大学)62 巻 12 号(1989)251 頁以下

- 田村次朗「独占禁止法の「共同行為」規制に関する若干の考察- 不当な取引制限、事業者団体規制の日米比較-」経済法学会年報 18 巻(1997)29 頁以下
- 田村善之『市場・自由・知的財産』(有斐閣、2003)第 4 章
- 隅田浩司「アメリカ反トラスト法における共同の取引拒絶に対する分析手法について」法学政治学論究(慶應義塾大学)57 巻(2003)61 頁以下
- 服部育男「シャーマン法 2 条と私的独占」名古屋大学法政論集 113 巻(1986)129 頁以下
- 宮田由紀夫「アメリカ反トラスト法と共同研究開発について」大阪商業大学論集 104 巻(1996)107 頁以下
- 宮田由紀夫「我が国における共同研究開発の実態について」大阪商業大学論集 105 巻(1996)157 頁以下
- 宮田由紀夫「水平共謀・ジョイントベンチャーに対するアメリカ反トラスト政策の変遷」大阪商業大学論集 107 巻(1997)179 頁以下
- 宮田由紀夫「米国におけるジョイントベンチャーと技術革新について」大阪商業大学論集 108 巻(1997)195 頁以下
- 森平明彦「単独のライセンス拒否と独占力の拡張(1)- 知的財産権と反トラストの交錯領域-」高千穂論叢 39 巻 1 号(2004)21 頁以下
- 森平明彦「単独のライセンス拒否と独占力の拡張(2・完)- 知的財産権と反トラストの交錯領域-」高千穂論叢 39 巻 2 号(2004)13 頁以下
- 森平明彦「特許プールと標準化- 反トラスト法における最近の理論展開」高千穂論叢 38 巻 1 号(2003)13 頁以下
- 森平明彦「知的財産ミスユースと反トラスト」日本経済法学会年報 22 巻(2001)136 頁以下
- 森平明彦「経済法判例研究会第 109 回(株)パチスロ機製造業者によるパテントプールと参入の排除」ジュリスト 1264 号(2004)124 頁以下
- 滝川敏明「単独の取引拒絶規制の日・米・EU 比較」経済法学会年報 17 巻(1996)141 頁以下
- 和久井理子「共同の標準化活動と独禁法」北大法学論集 53 巻 4 号(2002)1048 頁以下
- 柴崎洋一「EEC 条約第 85 条に基づく協調的ジョイントベンチャーに関する EC 委員会のガイドライン」国際商事法務 21 巻 4 号(1993)423 頁以下
- 山根裕子「知的財産と競争法① - EC 法秩序における知的財産の位置付け -」時の法令 1707 号(2004)48 頁以下
- 山根裕子「知的財産と競争法② - EC 法秩序における知的財産の位置付け -」時の法令 1708 号(2004)49 頁以下
- 山根裕子「知的財産と競争法③ 排他的ライセンス契約と競争法 - もろこし種子事件とその後 -」時の法令 1733 号(2005)36 頁以下

- 山根裕子「知的財産と競争法④ 排他的ライセンス契約と競争法 - もろこし種子事件とその後 -」時の法令 1734 号(2005)50 頁以下
- 根岸哲「米国・EC 独禁法判例研究 テレビ番組リストの利用許諾拒否と支配的地位の濫用—EC 独禁法 86 条と国内著作権の行使」公正取引 504 号(1992)62 頁以下
- 長澤哲也「パテントプールの独禁法上の問題点」NBL773 号(2003)26 頁以下
- 谷原修身「パチスロ機に関するパテントプールが独占禁止法に違反しないとされた事例」金融・商事判例 1192 号(2004)60 頁以下
- 本間忠良「本間忠良の「技術と競争」ワークショップ」 Available at <http://tadhomma.ld.infoseek.co.jp/LicComp.htm> (Last access 2005/11/13)

《データ出典》

なし